

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)                           | 支援措置に係る提案事項の内容  | 具体的事業の実施内容   | 提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名             | プロジェクトの名称         | 提案概要  |
|------------|--------------|--|---|--|---|-------|-------------------|-------------------|---|
| 1004       | 10042010     | 日向市中心市街地活性化区域内に建設する共同住宅の建物本体に対して無利子融資制度の創設 | 日向市中心市街地の土地区画整理事業、商業集積事業(商業高度化事業)、鉄道高架事業が進んでいる中、中心市街地における居住空間創出が重要なテーマになっており、高齢化、少子化に対応した共同住宅建設促進のため建物本体に係る無利子融資制度の創出を提案。   | 内容:日向市中心市街地活性化区域内に建設する共同住宅に対して無利子融資制度を創設。<br>目的:中心市街地居住空間の創出<br>中心市街地活性化区域内の共同住宅建設及び商業集積事業の促進<br>区域:中心市街地 50.6ha<br>関係省庁 国土交通省 経済産業省 厚生労働省<br><制度利用条件><br>日向市中心市街地活性化区域に共同住宅を建設する場合、<br>の基礎整備はユニバーサルデザインにて実施する事<br>の共同住宅はハード・ソフト面で少子高齢化対応である事。<br>大学誘致に伴い、開学に伴う学生及び職員(教授等を含む)本人と家族対象の共同住宅への対応、民間事業者が建設する場合、建設地を管轄する商店街振興組合等(共同住宅管理組合含む)に加入する事。<br>無利子による建設費低減に伴い、家賃の低廉化を実施する。<br>少子化対策として入居後の出生に対して家賃の減額を実施する。<br>建設する共同住宅の世帯数は6世帯(6室)以上。<br>まちなか共同住宅建設アドバイザーへの事前相談。(制度新設)<br>(効果)<br>・地権者等が中心市街地居住空間の創出に対し具体的な形で対応できる。<br>・区画整理区域への共同住宅建設が促進され換地のスピード化につながる。<br>・建設需要により経済波及効果が期待され、さらに雇用が拡大される。<br>・無利子による建設費低減に伴い、家賃の低廉化が可能になる。<br>・家賃での少子高齢化対策ソフト事業が可能となる。<br>・高齢者対応共同住宅の場合に関連ソフト事業が創出され雇用の増に繋がる。<br>・区画整理事業換地計画に対する地権者の選択肢多様化。<br>(支援措置の必要性)<br>現在、国による共同住宅建設に係る補助金制度等については、共用部分に対してのみ該当するが、地域の街づくりの状況 によっては思い切った制度改革が必要と思われる、それらの補助金制度予算の範囲内での標記事業の実施または新たな制度として制度創出を願いたい。 | 地方における中心市街地は、近年、郊外への大型商業施設、SC等の出店により、空洞化の一途を辿っている。同時に街区居住者も郊外へと移り住む状況が進んでいる。荒廃してゆく商店街を再生するために、国は数々の施策を行い、特にハード面では各種制度を創設し、商店の集団化、共同化を進め、地域コミュニティの核としての商店街再生を図っている。当市においても、平成14年より、中心市街地の区画整理事業、鉄道高架事業をベースにした街づくりを進め、商店街では高度化融資を利用した商業集積事業を行っている。平成14年には、上町地区10街区5店舗、平成15年度には上町地区8街区8店舗が完成、そして平成16年12月には上町地区13街区7店舗が全店舗オープンした。今後は上町地区の他の街区、本町地区へと計画が予定されている。完成した街区は、歩道も広くなり、駐車場も完備され市民からも利用しやすくなったと大変好評である。これら高度化利用の各街区の出店構成については、街区既存の店舗及び区画整理対象区域内から飛び換地にて集合している。当然街区の特色を考慮し、商店の経営力、利便性、消費者ニーズに配慮した業種で構成している。今後、当市では、区画整理事業並びに商業集積の推進が図られる中で、これら事業と並行して、中心市街地に居住空間の創出が重要な課題となる。中心市街地は、市民のコミュニティの場であり、生活、情報、公共の場としての魅力が集積している必要がある。その意味で生活の場としての機能が重要になってくると思われる。また、今後到来する超高齢化社会において、郊外における老人の生活環境は、持ち家の管理、日常生活での買い物等の利便性など様々な問題が顕著になってきており、都市部では「駅、近辺のマンションへ住み替えをする方も増えているようである。中には郊外で生活していた要介護の老人が、中心市街地に生活の場を移したとたん元気が出、パートへ1人でジョブピングに行けるまでになり、中心市街地にリハビリ効果もあるとの事例も聞いている。中心市街地への居住空間創出は地方都市再生の最優先課題であり、そのためには地権者等及び民間事業者に中心市街地への投資意欲を出していただく事が重要である。現在、共同住宅建設については、国の制度として、共用部分に対しての補助金制度があるが、共同住宅本体部分に対しての制度はない。そこで、民間事業者建設の共同住宅に対する無利子融資制度(中心市街地活性化地区内など条件付、商業高度化資金的な)の創出を提案する。制度創出により、日向市中心市街地活性化区域内における共同住宅の建設が促進され、さらに商業集積事業にも拍車がかかり、居住人口の増加、ハード・ソフト関連企業の雇用拡大につながる。 | 宮崎県   | 日向商工会議所           | ひゅうが市都心空間創出プロジェクト | 当市では、平成14年より、中心市街地の区画整理事業、鉄道高架事業をベースに商店街集積化事業を行っている。これら事業に合わせ居住空間創出として、共同住宅本体建設に係る無利子融資制度の創出を提案したい。また、人口10万人未満の地方都市における商業高度化事業に対する中小小売商業振興法施行規則(組合員の数等)の改正及び高度化資金の対象項目に、設備、什器備品を加える事により出店者の事業意欲醸成を図り中心市街地の再生を図る。  |
| 1004       | 10042030     | 店舗集積化事業に伴う高度化資金の対象組合員数に係る要件緩和              | 事業協同組合等が商業高度化資金を利用する場合、中小小売商業振興法による認定が必要であるが、認定を受けるに当たっての組合員数が20人となっている。しかし特別の理由として人口10万人以上の市の区域内に設置されている組合の場合、組合員数又は所員員数は5人となっている。当市においては、区画整理による基礎整備と並行して、商業集積を実施している。今後、商業集積を進める場合に、特に第2工区において新たに中小小売商業振興法の認定を受ける必要がある。区画整理及び商業集積の円滑な事業推進、つまり商業集積を前提とした区画整理換地の推進を行うために、街区の商業集積に関する合意形成をスピードに行う必要がある。そのためにも、認定にかかる組合員等の構成人数を当市の現状を鑑み、以下の通り追加願いたい。<br>人口10万人未満の地方都市における店舗集積化事業に関して中小小売商業振興法施行規則(組合員の数等)第9条3項特別の理由に「区画整理事業地区において組合員又は所員員数の三分の二以上が当該地域内において既に事業を行っているとき、組合員又は所員員数5人以上」を追加する事により、集積化のさらなる促進を可能にする。関連して「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第20条第4項の中小小売商業高度化事業計画に関する省令」(組合員の数等)第2条3施行令第2項第1号の経済産業省令で定める数20人(特別の理由があると認められるときは、5人又は10人)とする。の特別の理由に人口10万人未満の地方都市における店舗集積化事業に関して「区画整理事業地区において組合員又は所員員数の三分の二以上が当該地域内において既に事業を行っているとき、組合員又は所員員数5人以上」を追加する。 | 区画整理区域内の商業店舗高度化推進事業 区画整理による換地計画の中で商業者5人以上の集積が可能となり中心市街地の再構築に拍車をかける。  | 日向市中心市街地における商業高度化事業については区画整理を基盤として進められている。このような地区については、商業集積化事業に係る高度化資金の対象組合員数の要件緩和を行なう事により、商業集積事業の積極的な推進が可能となる。   | 宮崎県   | 日向商工会議所           | ひゅうが市都心空間創出プロジェクト | 当市では、平成14年より、中心市街地の区画整理事業、鉄道高架事業をベースに商店街集積化事業を行っている。これら事業に合わせ居住空間創出として、共同住宅本体建設に係る無利子融資制度の創出を提案したい。また、人口10万人未満の地方都市における商業高度化事業に対する中小小売商業振興法施行規則(組合員の数等)の改正及び高度化資金の対象項目に、設備、什器備品を加える事により出店者の事業意欲醸成を図り中心市街地の再生を図る。  |
| 1004       | 10042040     | 商業高度化資金融資対象項目の拡大                           | 高度化資金の対象項目について、什器備品は業務遂行上必要不可欠のものであり建物本体と一体と考えられる。特に業種業態上必要不可欠で資産計上できる設備、什器備品を対象項目とすることにより事業化意欲醸成につなげる。   | 商業高度化事業推進による中心市街地再生  | 建物本体と設備備品は事業を推進してゆく場合一体のものであり、建設計画、資金計画上も設備備品を対象化とすることは重要である。   | 宮崎県   | 日向商工会議所           | ひゅうが市都心空間創出プロジェクト | 当市では、平成14年より、中心市街地の区画整理事業、鉄道高架事業をベースに商店街集積化事業を行っている。これら事業に合わせ居住空間創出として、共同住宅本体建設に係る無利子融資制度の創出を提案したい。また、人口10万人未満の地方都市における商業高度化事業に対する中小小売商業振興法施行規則(組合員の数等)の改正及び高度化資金の対象項目に、設備、什器備品を加える事により出店者の事業意欲醸成を図り中心市街地の再生を図る。  |
| 1006       | 10061010     | 自治体による民間鉄道支援の財源としての地方債の発行                  | 民間会社への補助金の財源として起債を充てることは、地方財政法第5条により不可能だが、民間会社とはいえず、鉄道という、道路等公共施設に準ずる公共交通機関の設備投資に対する補助であることから、再生計画を国土交通省に提出し官民挙げて支援を行っている自治体に対し、民間鉄道会社の設備投資への補助金の財源として起債を充つことが可能となるよう、地方財政法第5条の規制緩和を求めるものである。   | 民間鉄道の設備投資への補助金の財源として起債を充て、投資設備の耐用年数に応じた住民負担の平準化を図る。<br>また、対象事業を明示した住民参加型ミニ公募債を使うことにより、住民の事業への参加意欲を高める。   | 民間会社とはいえず、鉄道という、道路等公共施設に準ずる公共交通機関の設備投資に対する補助であることから、後年度の住民負担の平準化を図るためにも、起債を充つことは妥当なことと考える。<br>地方鉄道存続には、何よりも地域住民に乗りもらうことが不可欠だが、住民参加型ミニ公募債を使うことにより、住民に、自ら資金提供し事業への参加意欲を持ってもらうことができ、行政任せではない、市民が主体となった支援が可能となる。  | 長野県   | 長野県上田市            | 自治体による民間鉄道再生支援構想  | 上田交通別所線は、上田市にとって重要な交通機関であるが、近年乗客数が減少し存続の危機にあることから、市は3年間で268,000千円の支援を行うことを決めた。<br>民間とはいえず、鉄道という公共交通機関の設備投資に対する補助であることから、財源として起債を充つことが可能となるよう、地方財政法第5条の規制緩和を求める。<br>これにより、耐用年数に応じた住民負担の平準化が図られる。<br>また、鉄道存続には、何よりも地域住民に乗りもらうことが不可欠だが、起債資金として、住民参加型ミニ公募債を使うことにより、住民に、自ら資金提供し事業への参加意欲を持ってもらうことができ、「乗って残す」機運が高まるものとする。                              |
| 1012       | 10122010     | 若者増加にぎわい事業                                 | 3人以上の子がいる世帯の3子以降の子が国立大学に入学する場合に限り、入学金及び規定の授業料(留任を含まない)を免除する。この措置を講じる国立大学に対し、独立行政法人通則法第46条の交付金額に、免除同等金額を加味する。  | 当町では、少子高齢化が著しく、幼児・児童・生徒数の落ち込みから、幼稚園・小中学校のクラス減少、複式化が進み、将来を担う若者の減少が加速。これに伴い町行政の封鎖化、硬直化が否めない。これを打破するには、出生数制限の最大の要因である教育費の軽減が不可欠で、特にも大学に係る経費低減が効果的である。   |   | 岩手県   | 岩手県金ケ崎町           | 金ケ崎町ヤングリソース計画     | 少子高齢化で硬直化している当町の地域再生には、若者の定住化による人口増加が不可欠である。このため、本計画においては子供を育てやすい環境整備による出生率の向上、若者が住みたい街づくりとしての商店街の変革、町人口の半分を占める重要な産業である農業の活性化、観光資源の整備等を通じて人口増加と地域再生を目指す。  |
| 1016       | 10162010     | 社会福祉法人運営資金見直し構想                            | 社会福祉法人の自立した経営を確保する為に、介護報酬対象施設及び支援費支弁対象施設で認められていない、前年度以前に生じた支払資金残高(剰余金)を他の社会福祉事業へ繰り入れる事を可能とする提案である。<br>当法人の試算では、現規制を見直す事により166,500千円の運用資金が生まれる。<br>これらの資金を基礎資金として、老朽化保育所の改修、少子高齢化に対応する小規模多機能ホーム整備、ノーマライゼーションに基づいた知的障害者施設作りに活用が見込まれる。<br>全国の福祉法人が、このような運用を考えると、多くの新たな福祉産業が生まれ地域再生の起爆剤となると思われる。  | 平成18年から11年間で、10事業に取り組みたいと考えている。特に保育所関連では、20億余りの資金で4箇所施設整備を計画中である。補助事業、行政の支援を受けながら実施するが、次代を見越して、紫外線を防い、心育てる為に大地、生物、地域の人々との積極的交流を行うスペース作りに自己財源を投入したい。また、各小学校7校区(既に2校区完成)に小規模多機能ホームをつくり世代を越えた福祉拠点を作り「安心」「安全」な社会造りに寄与する。また、当法人の知的障害者施設は築20年を過ぎ、1部屋3〜4人で生活をしているが個室化により普通の生活に近づけた。   | 社会福祉法人は、社会福祉法24条に経営の原則として「……自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の……」を求められている。この理念は、特に介護保険導入により民間事業者参入を一部認められた時から、堅実性を求めながら利用者及び社会ニーズに積極的に目を向け事業推進をしなければならぬとの認識に立っている。そのような中で、複数社会福祉事業を展開する当法人は、長所である個々の専門性を生かし、人材・知材を互いが補いながら前進してきた。しかしながら財政面では、介護報酬・支援費支弁対象施設での前年度以前に生じた支払資金残高(剰余金)を他の社会福祉事業会計へ繰り入れを規制されており、資金においても補いが出来る制度を確立したい。そのことが、福祉事業の前進につながると思う。   | 愛媛県   | 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会 | 社会福祉法人運営資金見直し構想   | 社会福祉法人が運営する措置費支弁対象施設及び保育所については、前年度以前に生じた支払資金残高(剰余金)を他の社会福祉事業会計に繰り入れることが出来る。一方介護報酬対象施設及び支援費支弁対象施設については、前年度以前に生じた支払資金残高(剰余金)を他の社会福祉事業会計へ繰り入れることが出来ないとされている。(下記通知参照)社会福祉法人の自主的な経営の運用が可能となるよう検討された。し、法人経営の弾力の運用が可能となるよう検討された。し、(根拠法令)いづれも厚生労働省発出通知<br><br>平成12年3月10日付け「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取り扱い等について」、<br>平成15年3月26日付け「身体障害者更生施設等における繰越金等の取り扱い等について」; |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)                                   | 支援措置に係る提案事項の内容  | 具体的事業の実施内容  | 提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名           | プロジェクトの名称                   | 提案概要   |
|------------|--------------|--|---|---|---|-------|-----------------|-----------------------------|--|
| 1017       | 10172010     | NPO法人に対する資金調達制度の拡充                                 | 現在、公的な信用保証機関として経済産業省が所管する信用保証協会、農林水産省が所管する農業信用基金協会があるが、対象者がそれぞれ中小企業者と農業者に限られている。少子高齢化が進むなかで、行政との連携・協働による地域づくりの担い手として大きな役割が期待されるNPOの積極的な活動を促進するため、資金面での強化方策としての公的信用保証の対象範囲を特定非営利法人に拡大する。   | 秋田県が行っているNPO活動基盤整備事業等に加えて、NPOを対象とした保証制度の創設を図ることで資金供給チャネルの多様化により資金供給の円滑化が図られる。   | 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005において「小さくて効率的な政府」の実現が掲げられているとあり、今後、行政部門の縮小が進むとともに、行政と民間との協働による地域づくりあるいは民間が主体となった地域づくりが進む。秋田県においても「新行財政改革推進プログラム」において民間との協働による地域の自立促進を重点テーマに掲げており、民間セクターの重要性は今後も増大する。そのため、民間部門の一翼を担う特定非営利法人の運営基盤を強化するため、資金供給の円滑化を促進する必要がある。    | 秋田県   | 秋田県             | あきた地域活性化プラン                 | 現在、公的な信用保証機関として経済産業省が所管する信用保証協会、農林水産省が所管する農業信用基金協会があるが、対象者がそれぞれ中小企業者と農業者に限られている。少子高齢化が進むなかで、行政との連携・協働による地域づくりの担い手として大きな役割が期待されるNPOの積極的な活動を促進するため、資金面での強化方策としての公的信用保証の対象範囲を特定非営利法人に拡大する。  |
| 1027       | 10272010     | 年齢以上の人工林の整備が可能なよう事業採択要件の緩和                         | 林野庁補助事業による育成単層林の整備においては、～年齢級の人工林の除間伐は対象となっているが、年齢以上は対象になっていないため、これを対象とする。(詳細は添付資料のとおり)  | 年齢以上の人工林での除間伐を補助することにより、健全な森林の整備を促進させる。   | 三重県のスギやヒノキの人工林の年齢構成を見てみると、平成15年度末で、8歳級以上の林分が69%を占めており、また、平成22年度末には、8歳級以上の占める割合が、87%に達すると予測されている。このような中、現行制度のもとでは、補助事業を活用した森林の整備範囲が狭められることとなり、不合理に対象が限定されている。また、地球温暖化防止のためには、採択年齢の制限撤廃により全ての育成林(人工林)を対象とした森林整備が急務となっている。                             | 三重県   | 三重県森林組合連合会      | 未来にひきづく「生産の森」整備プロジェクト       | これまで森林は、木を植え、育て、使い、また植えるという「緑の循環」により、適正に維持・管理されてきました。しかし、林業採算性の悪化等から、森林所有者による通常の経済活動によっては適正な森林の維持・管理が困難となっており、人工林の年齢構成のピークが8・9・10歳級以上にシフトするなか、間伐の未実施林分が増加しています。また、伐採後放置されている造林未済地が増加しています。このように、「緑の循環」の輪が途切れようとしていることから、伐期の長期化に対応した間伐の促進と造林未済地の解消を促進し、「緑の循環」の輪の復活により、「生産の森」を健全な形で未来にひきつづけます。 |
| 1071       | 10712010     | 「おたっしゃコール」が挑む、地域ぐるみの高齢者支援構想                        | 現在、独居高齢者は、305万人に達し、孤独死も増加の一途を辿っている。この社会現象を防止するには、有効な安否確認システムが機能していれば可能である。緊急通報体制整備事業で各地の自治体は、緊急通報システムを導入し孤独死防止に努めている。最近、緊急通報装置を設置している独居高齢者の孤独死が多発している。その原因は、緊急通報の使い方が、お年寄りが、事故や急病で倒れ動けない緊急時に非常ボタンを押さず、これが多発の原因です。自治体や整備会社の緊急通報システムは、高齢者の安否確認や身体ケアに関しては全く無効です。又、保守点検しなくても管理責任は問われないため、一度設置すると放置状態に置かれているのが現実です。「おたっしゃコール」これは、予防医療・予防介護の見地から発明された、定時自動発信機能を備えた電話機を軸にして、毎日定時に自動発信し、受信側のコールセンターで人対人の会話を通して安否確認や健康状態の把握などのサービスを提供する事業の総称です。「おたっしゃコール」の有効な安否確認システムが機能すれば、孤独死を在宅死に変え、在宅死亡率を高めれば、老人医療費は大幅削減できる。在宅患者を医師が、毎日定時に電話で問診をするモデル事業では、在宅死亡率を6割に高め、老人医療費を大幅削減できることを実証している。予防医療・予防介護の考え方を先取りし実践している点を評価し、介護保険の対象となれば、介護料を地域の会話支援要員に、地域通貨で支払えば、会話支援要員の新しい雇用の場と地域経済の活性化にもつながるので提案する。 | 「おたっしゃコール」は、高齢者の健康増進・安否確認・自立支援に有効な先駆的事業として、これまでに大阪の旭区や守口市、枚方市や交野市でもデモンストレーションを実施し、現在も十数人の高齢者にサービスを提供している。これからは、人対人の会話をするコールセンターを、小学校の空き教室・警察の空き交番・商店街の空き店舗に設置し、人と情報が行き交う仕掛けを作ることによって、地域の活性化と安心・安全なまちづくりに貢献したい。            | 人の命より利益や効率性を優先し、安全管理を怠り重大事故を起こした、JR西日本と同じようなことが、国内の緊急通報システムでも起きていて、事故や急病で倒れ動けないのが緊急時です。緊急時に緊急通報できない、緊急通報システムに必要だが、事故や病気になる前への対応等、予防的見地からの安否確認や健康状態などの情報収集とアプローチができる「おたっしゃコール」との違いを指摘し、介護保険の見直しで急浮上した予防介護の考え方を先取りし、実践している「おたっしゃコール」が、介護保険の対象となり得るため。 | 大阪府   | NPO法人デューサービス協会  | 「おたっしゃコール」が挑む、地域ぐるみの高齢者支援構想 | 「おたっしゃコール」これは、予防的見地から発明された、電話機を軸にして、高齢者の安否確認や健康状態の把握などのサービスを提供する事業の総称です。独居高齢者や高齢者夫婦に、在宅医療・介護用に開発された電話機を設置し、毎日定時に、コールセンターで人対人の会話を通して安否確認や健康状態の把握を行う、日本初のシステムです。現在、独居高齢者は、305万人に達し、孤独死も増加の一途を辿っている。この社会現象を防止するには、「おたっしゃコール」の有効な安否確認システムが機能すれば可能である。予防介護の考え方を先取りした「おたっしゃコール」が介護保険の対象となるよう提案する。  |
| 1074       | 10742010     | 「医療施設等施設整備費補助金、及び「医療施設等設備整備補助金」の各補助メニューを統合・交付金化する。 | 「医療施設等施設整備費補助金、及び「医療施設等設備整備補助金」の各補助メニューを統合・交付金化する。  | 高度医療拠点として、粒子線がん治療センター、高度医療画像解析センター、遠隔医療センター、付属病院等を集積して整備し、地域内外・国内外に対して高度な医療サービスを提供するとともに、これらに係る研究・開発や技術発展を促すものである。  | 現行の「医療施設等施設整備費補助金」及び「医療施設等設備整備補助金」は、その対象となる施設・設備のメニュー毎に実施主体や補助率が個々に定められている。今回は、粒子線がん治療センター、高度医療画像解析センター、遠隔医療センター等の複数の施設と、これらの施設内に設置される関係設備を、同一の事業者により「高度医療拠点」として一体的・複合的かつ同時に整備を行うことにより、複数施設での共用利用部分なども多いため、それぞれの施設・設備ごとに個々の補助メニューにより整備を行うことは合理的でない。 | 北海道   | 北海道旭川市、三井物産株式会社 | 国際交流拠点形成プロジェクト              | 旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道・上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。            |
| 1074       | 10742020     | 「職業能力開発校設備整備費等補助金」とODA関連予算の再編統合・交付金化               | 職業訓練と国際貢献の観点から、「職業能力開発校設備整備費等補助金」とODA関連予算を再編統合・交付金化し、経済協力の一環として海外から受け入れられる研修生のための拠点施設整備および研修活動を行う。  | 経済協力の一環として海外から受け入れられる研修生の活動拠点施設となる「国際研修センター」を整備し、看護・介護研修生の国内資格取得や、高度医療・IT関連技術の習得を進めるための研修を実施し、諸外国におけるこれらの技術水準を高めるとともに、地域レベルでの特色ある国際交流を進めようとするものである。   | FTA締結によるフィリピンからの介護・看護士の研修生をはじめとする、経済協力の一環として海外から受け入れられる研修生の受け皿として、研修拠点施設整備や研修活動(語学研修、看護・介護系国内資格取得、高度医療・IT関連技術習得等)をおこなおうとする事業者に対し、職業訓練と国際貢献の観点から、「職業能力開発校設備整備費等補助金」とODA関連予算などを再編統合・交付金化して支援することで、これらの受け皿整備を進めるものである。                                 | 北海道   | 北海道旭川市、三井物産株式会社 | 国際交流拠点形成プロジェクト              | 旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道・上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。            |
| 1074       | 10742030     | ODA関連予算及びIT国際政策系予算による、海外遠隔地診療の支援                   | 経済協力の一環として国が取り組む対海外の遠隔地診療について、その実施の受け皿として旭川地域の医療機関(株式会社を含む)が診療を行う場合、その経費について、ODAなどの開発援助系予算や、アジアロードバンド構想などのIT国際政策系予算の一部を充当し、支援する。  | サハリンや東南アジアなどへの技術供与や経済援助の一環として国が取り組む対海外の遠隔地診療について、その実施の受け皿として、旭川地域の医療機関(株式会社を含む)が診療を行う場合、その経費について、両国医療機関間の個々の協議・契約による対応とすることなく、かつ相手国側の負担を抑えるため、遠隔地診療を行うとする医療機関に対し、ODAなどの開発援助系予算や、アジアロードバンド構想などのIT国際政策系予算の一部を充当し、支援するものである。 | 現行制度の下では、対海外の遠隔地診療における治療費については、診療報酬制度は適用できず、また国による契約制度の相違等から各医療機関が相手国側の医療機関との契約等により対応することも困難である。  | 北海道   | 北海道旭川市、三井物産株式会社 | 国際交流拠点形成プロジェクト              | 旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道・上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。            |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)                                 | 支援措置に係る提案事項の内容   | 具体的事業の実施内容  | 提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名                 | プロジェクトの名称                          | 提案概要   |
|------------|--------------|--|--|---|---|-------|-----------------------|------------------------------------|--|
| 1074       | 10742040     | 「空港整備事業費補助金」の対象施設の拡大                             | (拡充内容)<br>-空港整備法第8条第4項に規定される工事の種類に、「ターミナルビル」の新設・増改築を行い、増加する国際チャーター便、研修生の往来、ビジネス交流などに対応する施設整備を促そうとする。<br>-空港整備法第8条第4項に規定される工事の種類に、「ターミナルビル」の新設・増改築を行い、増加する国際チャーター便、研修生の往来、ビジネス交流などに対応する施設整備を促そうとする。<br>-空港整備事業費補助金等交付要綱第2条第2項別表第1に、「ターミナルビル新設費」及び「ターミナルビル改良費」を追加  | 旭川空港において、国際旅客ターミナルビルのほか、エプロン、給油施設、駐車場等の新設・増改築を行い、増加する国際チャーター便、研修生の往来、ビジネス交流などに対応するものである。  | 現行の空港整備事業費補助金では、ターミナルビルの整備が補助対象となっていないが、ターミナルビルの新設・改良についても補助金交付の対象とし、増加する国際チャーター便、研修生の往来、ビジネス交流などに対応する施設整備を促そうとするものである。<br>(道北の拠点都市である旭川市は、ロシア連邦サハリン州、北方4島との間で、既に海産物等の物流、観光・ビジネスの人的交流などにおいて、その結びつきを強くしている。また、コジノ・サハリンクス市と友好都市提携していることから市内の基幹病院においては医療交流も盛んに行われている。特に国際救急等高度医療の支援においては、その緊急性から空港の立地、整備状況が重要な要素であり、旭川空港はサハリンとの空港間の距離が近いこと、道北で唯一2,500mの滑走路を備え一定のレベルに整備されていること、その立地も高度医療センター及び市内医療機関へのアクセスが容易、短時間でありヘリコプターではなく車での移動が可能であることから、道南の札幌市または道内の主要都市近郊の各空港と比較すると極めて適した条件にある。また、近年、国際チャーター便の就航便数が急増し、国際線ターミナルビルのほか燃料施設、駐車場など空港施設の整備が緊急課題となっており、更には北海道の札幌市一極集中の方向を変えらるるためにも、その国際化が求められている。) | 北海道   | 北海道旭川市、三井物産株式会社       | 国際交流拠点形成プロジェクト                     | 旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地産産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。   |
| 1093       | 10932010     | デジタルデバッド地域における5GHz帯無線LAN機器を利用した高速インターネットアクセス環境整備 | 国による高速インターネットアクセス環境整備には、総務省による「加入者系光ファイバ網設備整備事業」がありますが、適用範囲が光ファイバに限定された事業となっております。<br>北海道には208の市町村がありますが、通信事業者による高速インターネットアクセス環境(ADSL等)の整備は約180の市町村へ整備されております。しかし、この通信事業者による環境整備はそれぞれの市町村の中心部半径5Kmの範囲が適用範囲であり、農業・漁業などの一次産業世帯ではISDNなどの低速なインターネットアクセス環境のみとなっており、今後もADSLなどの高速インターネットアクセス環境が拡大される可能性はありません。<br>本提案は広大な面積を有する北海道の地域性を考慮し、この総務省による光ファイバを用いた高速インターネットアクセス環境整備(補助金制度)を、5GHz帯の無線LAN機器を利用した構築手法にまで拡大していただき、高速インターネットアクセス環境を北海道の都部に点在する一次産業世帯が利用可能となるようにします。<br>・光ファイバに限定された補助事業を5GHz帯の無線LAN機器利用に拡大<br>本提案により具体的な例として、A町1,500/6,000世帯(1次産業世帯/全世帯)、B町200/1,600世帯(同)、C町350/1,150世帯(同)、D町250/2,000世帯(同)が対象となり、全世帯に対して20%以上の世帯に高速のインターネット環境を提供できることとなります。<br>この割合を北海道内の札幌市を含めた市を除く町村に適用しますと、郡部の総世帯数500千世帯の20%に当たる100千世帯、約260千人の住民が高速インターネットアクセス環境を利用することが可能となります。 | 5GHz帯の無線LAN機器を用いた高速インターネットアクセス環境整備は自治体を中心として行い、実際の運営は民間の通信事業者が設備を貸し出し、通信事業者と一般住民との契約により実施されます。これにより一次産業に従事する住民が高速インターネットを利用した情報の受発信や今後の電子自治体の恩恵を享受できるようになります。<br>また、この高速インターネットアクセス環境を地域の公共ネットワークに接続することにより、自治体独自の電子コミュニティの形成や自治体の基幹産業である一次産業を支援する独自のシステム提供などが可能となり、更には高速な環境を利用したGIS防災システムなどの構築も可能となります。  | 北海道の面積は約80千平方kmで東京都の約40倍となっており、そのほとんどが非市街地であります。この非市街地には一次産業に従事する住民家族が約260千人暮らしてあります。通信事業者による高速インターネットアクセス環境は市街地の中心から半径5kmに限定された地域に提供され、非市街地の住民は利用することができません。<br>また、自治体による「加入者系光ファイバ網整備事業」も面積が広大で工費が膨大になることからほとんどが実施されておらず、これら非市街地住民に5GHz帯の無線LAN機器を用いることにより、自治体が非市街地の住民に対して高速インターネット環境を提供し、地域の活性化を推進できるようにします。  | 北海道   | 民間企業                  | 5GHz帯無線LAN機器を利用した高速インターネットアクセス環境整備 | 北海道という広大な地域特性から通信事業者による一般住民に対するブロードバンド(高速)のインターネット接続環境の整備は市街地に限定されている現状です。<br>通信事業者によるブロードバンドインターネットアクセス環境整備が見込まれず、且つ市を除く郡部の町村の一次産業が点在する地域で光ファイバによる高速インターネットアクセス環境を整備するためには膨大な費用を要することから、代替案として5GHz帯の無線LAN機器を用いた高速インターネットアクセス環境を提供できるようにします。(類似の考え方を、下水道整備が郡部の町村の一次産業世帯へ整備できず、個別浄化槽による方法を取っていることと似ております。)<br>これにより北海道の基幹産業である農業、漁業従事者にも、広(ブロードバンド)インターネット環境を提供することにより、自ら特産品の情報を発信できる環境と、今後の高齢化を見据えた電子自治体構想の恩恵を享受できるようにするものです。<br>これ以外の効果として、小・中学校を中心とした地域電子コミュニティの形成、情報基盤の充実により一次産業向けにASP型の経営支援システムを提供することによる一次産業の振興、ASP型のGISによる地域の防災や遠隔医療・介護への利用を見込むことが可能となります。 |
| 1100       | 11002010     | 地域再生基盤強化交付金(道整備交付金)の対象拡大                         | 自転車を活用した伊勢の観光活性化を図ることを目的として、伊勢市内において自転車での観光・散策に適した環境を整備するため、地域再生基盤強化交付金の対象を市町村道、林道、広域農道以外の道路の開設、改修、改良などに拡大する。  | -伊勢市内における自転車での観光・散策に適した環境を整備するため、自転車専用レーンの設置、自転車専用道の開設、駐輪場の設置、自転車等を伴った移動を簡易にするための公共交通機関における基盤整備(自転車運搬用の機器・スペース設置)、川の堤防におけるサイクリングロードの整備について、道整備交付金の対象とする。<br>また、参拝者が外宮・内宮という本来の参拝ルートに自然に通るように、市内道路の一方通行化による参拝ルートの設定を行う。そのために必要な標識等の整備とともに、必要な道路開設等を道整備交付金の対象とする。   | -道整備交付金は、相互に関連づけることが難しい3種類の道路だけが対象であり、地方公共団体が街づくりと併せて道整備を有効に行うために利用できる交付金となっていない。真に地域活性化につながる地域再生計画のためには、道を作るだけでなく道を利用するための改良・改修等にも対象を拡大することが不可欠と考える。<br>-自転車で快適に市内観光が可能となれば、過度に自家用車に頼った観光スタイルから自転車を活用した観光スタイルへ変更することができ、地球環境にやさしい21世紀の観光スタイルを定着させられる。  | 三重県   | 伊勢自動車愛好会              | 自転車を活用した伊勢再生特区                     | 自転車で動きやすいまちづくりを進めるため、地域内の道路に自転車専用レーンを設置するなどの道路改修を行うための財源として活用できる交付金を作り、地方公共団体の創意工夫が発揮できる基盤整備を可能とする。<br>通行が自動車のみに限定されている高速道路について、自転車の通行を可能とするための規制緩和を行うことで、自家用車に過度に依存した観光スタイルから環境に配慮した新しい観光スタイルを普及させる。また、伊勢自動車道において規制緩和することで、入込客数の減少している伊勢への集客を図る。  |
| 1101       | 11012021     | 国の事業における景観形成に関する権限移譲                             | 国の事業についても、補助金等を活用し地域の景観行政団体が景観形成の主体となる。  | 良好な景観形成のために増加する建設費の負担について、地域再生等のための補助金を活用する。  | 景観法の施行により、都道府県が景観行政団体として景観計画を定めることができる。鉄道整備計画に対して景観評価を行い、景観に配慮した路線計画の見直し、または構造物デザインの変更が必要となった場合、当然設計費・建設費の増加が発生し得る。したがって、整備新幹線など国の鉄道整備事業の場合、地方自治体が景観評価を行い、建設費の大部分を負担する国に対し景観の改善と費用負担の増額を求めるということは、実行性が低いように思われる。このような地方自治体の中央政府に対する意識を改め、良好な景観形成に対し躊躇ない地方独自の取組みを促進する必要がある。  | 福岡県   | 個人                    | 美しい鉄道で丁寧な国づくりプロジェクト                | 国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」に基づき、所管事業の景観評価を試行している。しかし評価対象は旧建設省の事業のみであり、鉄道は景観に対し大きな影響を与えるにも関わらず、旧運輸省の所管であるため含まれていない。また、住民の景観に対する意識の低さ、鉄道の早期完成こそが経済効果をもたらすという旧態の論理、さらに地方の中央に対する下層意識から、県など自治体が国の事業に対し景観評価を行うことの実現性は低い。このような意識を変革するため、鉄道整備による良好な景観形成が結果的に地域の持続的活性化をもたらすことを実証する実験を提案する。それは、地域再生法が求める地域の自主的・自立的取組を進めることに繋がる。  |
| 1104       | 11042010     | みんなで進める中心市街地ワクワク夢再生構想                            | 地域の力を総結集して全国の商店街・地域とネットワークを結んで中心市街地活性化を図るためには、商店街活性化、高齢者対策、IT政策など幅広い分野にわたる事業を地域において複合的に組み合わせることが必要である。しかし、各個別事業(例えば高齢者福祉施設整備)の補助金は必ずしも中心市街地を念頭に置いておらず、加えて複雑でバラバラな補助金・交付金では申請する側にとってかなりの時間的ロスと部分的な展開のつぎはぎとなり、効果的で総合的な事業展開が出来ないため、現状の中心市街地関連補助制度を一本化した交付金制度に改めることを提案する。各地域から、各省庁の所管を越えたアイデアを出し、個別事業のこまかいチェックでは自己負担分を求めた場合、関係当事者が労働対価でこれを負担することを認めることとし(例えば、原材料と資機材を交付金で賄い、当事者が労働を提供)、総事業費を大幅に抑制し、かつ事業への住民の巻き込みを図ることを目指す。   | (1) 既につながりのある全国の商店街、飲食店、自然派生協などネットワークを結び、それぞれの地域の特産品を相互に販売するシステムを構築(添付資料 参照。既に、メールベースで実施中であり、考え方はビジネスモデル特許申請中。推進主体として株式会社まち協ネットワークを平成17年5月に設立済み)。(2) 「高齢者保健福祉総合施設」の周辺に、来街者が気楽に立ち寄りやすいヨーロッパ型ケアハウスに買い回り品などを組み合わせることで民間で建設することにより快適職住空間拠点を創出。(3) 商店街、物産協会、観光協会、農業・漁業団体、飲食団体、福祉団体、環境団体、NPOなどまちづくり団体、外部有識者などがコラボレーションして推進するため、「井戸端会議室のあるまちの駅」を設置。(4) これらを総合的に進めるため、計画策定コンサルではない、現場作業のコーディネーターとして4-5名選定し2-3年契約する。(5) その他、各方面の関係者がコラボすることにより、当初予定されていなかった様々なアイデアが出てきた場合には、一旦受け取った交付金を柔軟に活用したい。 | 左欄(1)のシステム構築では集客交流関係補助金で申請すると商店街活性化やITの要素が強いとして却下された。(2)の高齢者福祉施設関連では、既に中心市街地に別途建てている施設を設置する際、商業施設を一緒に入れようとしたら補助金が交付されなくなる指摘されたため商業施設は断念した。(4)のコーディネーターも、現行の総務省の地域再生マネージャー制度では旅費・宿泊費と日だけでマネージャーが地域で行う事業費がないためコロナ事業推進ができず計画策定と報告書策定だけとなってしまふ。このように複雑でバラバラな補助金・交付金では申請する側にとってかなりの時間的ロスと部分的な展開のつぎはぎとなり、効果的で総合的な事業展開が出来ない。   | 愛媛県   | 愛媛県新居浜市、株式会社まち協ネットワーク | みんなで進める中心市街地ワクワク夢再生構想              | 地域の力を総結集して全国の商店街・地域とネットワークを結んで中心市街地活性化を図るためには、商店街活性化、高齢者対策、IT政策など幅広い分野にわたる事業を地域において複合的に組み合わせることが必要である。しかし、現行の各個別事業(例えば高齢者福祉施設整備)の補助金は必ずしも中心市街地を念頭に置いておらず、加えて複雑でバラバラな補助金・交付金では申請する側にとってかなりの時間的ロスと部分的な展開のつぎはぎとなり、効果的で総合的な事業展開が出来ないため、現状の中心市街地関連補助制度を一本化した交付金制度に改めることを提案する。   |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)  | 支援措置に係る提案事項の内容  | 具体的事業の実施内容   | 提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名         | プロジェクトの名称                                 | 提案概要   |
|------------|--------------|---|---|--|---|-------|---------------|---|--|
| 1115       | 11152010     | コミュニティ・プラント事業について、公共下水道事業や農業集落排水事業等による下水道施設と同一性を有していることから、各種下水道施設の利用者の公平性を確保した適正な原価に基づく使用料の適正化と一体化した経営が図れるよう、コミュニティ・プラント事業に下水道債や資本費平準化債の適用、高資本対策費や維持管理費の普通交付税措置及び基幹改修補助措置を行うことにより、公共下水道事業や農業集落排水事業等の下水道事業と制度及び財政措置の均衡を図る。 | コミュニティ・プラントについては、機能、施設、運営形態などあらゆる点で、公共下水道事業や農業集落排水事業等による下水道施設と同一性を有していることから、各種下水道施設の利用者の公平性を確保した適正な原価に基づく使用料の適正化と一体化した経営が図れるよう、コミュニティ・プラント事業に下水道債や資本費平準化債の適用、高資本対策費や維持管理費の普通交付税措置及び基幹改修補助措置を行うことにより、公共下水道事業や農業集落排水事業等の下水道事業と制度及び財政措置の均衡を図る。   | 下水道事業(公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント)の経営の一元化による経営状況の明確化、経費負担(一般会計負担)の明確化、適正な原価に基づく使用料の適正化により経営基盤の強化を図る。  | コミュニティ・プラントについては、公共下水道事業や農業集落排水事業等による下水道施設と施設整備における法律が異なるだけで、公共用水域の水質保全、水酸化等生活環境の改善といった機能を有すること、初期投資に多額の建設投資を要すること、運営形態においても公営企業として経営に伴う経費は使用料をもって充てる事業であること等あらゆる点において同一性を有している。経営基盤を強化するうえで、原価計算を基礎として使用料の適正化を図る必要があるが、コミュニティ・プラントにおいては、減価償却年数と比べ非常に短期間償還である一般廃棄物債が適用され、また、それを調整する資本費平準化債が適用されないことから、「適正な原価」とされている減価償却費と起債の元金償還金の差が非常に大きくなり、また、高資本対策費及び処理人口による普通交付税措置がなく、さらには基幹改修における補助金制度が措置されていないことから、これらの資本費の増大に対して、他の施設利用者より高額な料金設定とならざるを得ない。従って、公共下水道、農業集落排水事業等と一体化した経営と施設利用者の公平性を確保した使用料の適正化が図れるよう、コミュニティ・プラントと公共下水道事業、農業集落排水事業等の下水道事業と制度及び財政措置の均衡を図る。 | 兵庫県   | 兵庫県加西市、兵庫県夢前町 | コミュニティ・プラント事業の公営企業構想                      | 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設であるコミュニティ・プラントについては、機能、施設、運営形態などあらゆる点で公共下水道や農業集落排水事業等の下水道施設と同一性を有している。従って、公共下水道、農業集落排水事業等と一体化した経営と施設利用者の公平性を確保した使用料の適正化が図れるよう、普通交付税措置、基幹改修補助などの国の財政措置や、下水道債、資本費平準化債の適用を行い、コミュニティ・プラントと公共下水道事業、農業集落排水事業等の下水道事業と制度及び財政措置の均衡を図る。                              |
| 1117       | 11172010     | 補助金制度の改革  | 地域社会のIT化並びにそれを通じての共生的地域社会を実現するという観点から、補助金制度の改革について提案します。IT社会の実現に係る国及び国の外郭団体が所管する各種補助金等のうち、民間が利用可能なものを積極的にメニュー化し、地方自治体のIT政策を担当する部署がその窓口となり、諸制度の円滑な運用を図る。(手続のワンストップ化)<br>・ソフトウェアの開発にかかると、特に高齢者等の情報弱者や電子申請などにおける申請者側のサポートなどを通じて高度情報化社会の実現に寄与する人材の育成に資するもの<br>・民間企業当のIT社会を推進する組織等の支援措置に関するもの<br>・地域のネットワーク化に資するもの<br>・窓口の一本化により、補助金等を申請しやすくなることにより、諸制度の一貫性が高まり、要件が明確になることにより、準備が整えやすくなります。又、地域再生推進の立場から言えば、事前相談、申請行為、執行状態の確認等を通じて地域再生のための指導と事後評価の透明性が担保されうると考えます。 | 1.産・官・学の連携と協働において、<行政と市民を結び>という理念の下に地域情報のポータルサイトを構築・運営する。<br>2.電子申請等を円滑に推進するために、申請者側である事業者をはじめ、代理人としての司法書士・行政書士などの専門家へのIT技術のサポートを行う。<br>3.高齢者等の地域における情報弱者のサポート。<br>4.サポート活動等に関わる人材の育成<br>5.市民を対象にした無料相談会や講演会等を行い地域文化の向上に努める  | 1.補助金/融資等の制度は、所管等も広範で多岐にわたっている関係上、民間にとって制度そのものの内容へのアクセスも困難だというのが実情です。<br>2.本企画のように公益を直接の目的とする事業を行う者には、貸・量において極めて制限されています。<br>3.そこで地域再生計画を進めるにあたり、IT社会の推進という視点に立脚して、地域独自の支援策も含め各種補助金等をメニュー化して、IT政策担当の部署が第1次の窓口として、各種補助金等に関する事前相談・申請等の経由窓口、執行の助言・指導に当たる事により、地域再生の円滑な推進が図られると共に、事業者にとっても運営の指針になります。  | 広島県   | 個人            | 地域生活情報ネットワーク構想                            | 1.この構想は、<市民と行政を結び>を理念の根底に据え、行政情報をはじめ地域情報に関するポータルサイトを産・官・学が協働して構築することにより、地域社会の活力を引き出し、又、地域の人的ネットワークを活用して、地域貢献的な事業活動を行う組織を形成する事を目的としています。2.高度情報化社会の実現に向けて、情報弱者のサポートと共に、電子申請等の申請者側のサポート活動を行うことなどを通じて、地域の情報処理能力の向上に努めます。3.地域ポータルサイトを活用して共生的地域社会を築くことが、環境問題や高齢化社会などの地域が抱える問題の解決の糸口になると考えます。 |
| 1129       | 11292010     | 有機の里特区  | ・中山間地域等直接支払制度の実施要件の特例措置。<br>・本地域のような中山間地域では、制度の対象になる集団性のある農地はむしろ優良農地で、各種補助事業などの対象になりがたい小規模農地の荒廃化が顕著である。<br>・地域内に点在する急傾斜農用地(30~50aを集団の下限要件とする)を取りまとめることにより、守っていくべき農用地を集落組織(農会など)と市が協定を結び、交付金を活用し保全などの活動を行っている。<br>・市が実施主体となり交付金を受けることから、個人の収入になるような配分は行わず、農地保全活動など組織活動に対する交付金の活用を行う。   | ・市が協定の主体となって、現在の事業要領に適合しない棚田、急傾斜農地など持農家組織を取りまとめることとの協定とする。<br>・市が受けた交付金を効率的かつ迅速に配分することにより、農地保全などに必要な事業を的確に実施する。<br>・市が受けた交付金は、個人収入として交付することなく、農地保全のための事業に対して集落などの農家組織に支払う。   | ・現在の制度では、一定規模(1ha)以上のまとまりのある農地しか対象になっておらず、本地域においては制度の対象となる農地は耕作条件のよい土地が多く、むしろ保全が必要となる農地は谷あいの小規模なまとまり(制度の対象外)となっている農地であることから、提案するものです。<br>・また、荒廃化が進行している地域では、高齢者が多く、独自で協定をつくり管理することが難しくなりつつある。   | 兵庫県   | 兵庫県養父市        | 有機の里特区                                    | 本地域は、地域の約90%を山林に覆われ、高齢化率約36%、農家一戸当たりの耕作面積30aと典型的な過疎山村地域であります。それに加え、近年は、有害鳥獣(特にシカ、イノシシ)被害の増加が、耕作者の営農意欲を低下させている。これにより、農地の荒廃化が加速的に進行している。有害鳥獣防護対策、駆除対策を行っているものの鳥獣の数は増加しているように感じられる。この問題を解決すべく、農林事業者の自己救済地内での鳥獣捕獲を可能にし、個体数の調整を行っている。   |
| 1134       | 11342010     | 過疎地域におけるブロードバンド導入にかかる特別措置について   | 高速インターネット環境整備、CATVによるデジタル放送対策のために、第3セクターによるCATVが事業整備を予定し、この事業に補助金として補助する予定にしているが、地方財政法、地方財政法施行令により、起債(過疎債)の財源による第3セクターへ補助金は、出資が1/2以上の第3セクターでない、起債による補助はできないと規定されているため、情報通信会社(CATV)が行う事業の補助を行う場合、自主財源を活用するしか方法がない。しかし、財政状況が良好とはいえないため起債(過疎債)を利用した事業整備を行いたい。  | 高速インターネット環境、CATVの誘致が進み過疎地域の情報格差が是正される  | 過疎債を利用して、光ファイバー網の敷設による、ケーブルインターネット、CATVの事業を予定しているが、自前で整備すると事業費が高く、維持費もかかるため、岩国市にあるCATV会社「アイキャン」(第三セクター)に、補助事業として補助金を交付する予定にしている。しかし、地方財政法第5条五、地方財政法施行令第1条、過疎地域自立促進特別措置法施行令等によると第3セクターへの出資が1/2以上であれば財政法、過疎法もクリアするのだが、アイキャンへの比率が約1/10のため該当しないため、過疎債の適用ができないとの回答である。本村では、民間事業者の高速インターネットアクセス環境の整備の予定はなく、将来のデジタル放送の開始も視野にいれ、都市部と同等の情報通信環境整備のために1番経費のかからない方式を選択したのだがいい案はないだろうかと、また、「e-japan重点計画2004」を国は策定しIT化を進めているが、過疎地域には財政にかかる負担が大きいため普及が進まない原因が財政と思われ、法令・規則等の改正、特例を設けることにより日本各地の過疎地域におけるIT化が一層進むことが予想される。  | 山口県   | 山口県玖珂郡本郷村     | 過疎地域におけるブロードバンド導入補助事業                     | 民間業者による高速インターネットアクセス環境の整備が将来も見込めず、2012年開始のデジタル放送の過疎地域での放送が未定であるな過疎地域と都市との情報格差は是正のため、第3セクターの「ケーブルテレビ」に補助事業として情報通信網の整備を予定していた。補助金には過疎債を利用したいが、地方財政法第5条五、同施行令第1条、過疎地域自立促進特別措置法に第3セクターへの補助は出資1/2以上ないとできない規定がある。コストを勘案して補助方式を選択したのだが法令・規則等の改正による特例により各地の過疎地域で活用できる。                         |
| 1153       | 11532010     | 地域経済活性化に向けた「交通ネットワークすいプラン」(道整備交付金対象道路の拡充)   | 地域再生法に基づく道整備交付金制度は、現在、対象事業が市町村道・農道・林道のうち2つの事業の組み合わせで活用できる制度となっている。しかしながら、本市のように農道・林道事業を実施していない都市部においては、市町村道のみによる道整備交付金制度の活用が困難であり、既存制度による代行事業では弾力的な事業実施が難しい状況にある。また、地域の一体化と市民の交流促進、文化・産業の活性化につながる都市間幹線道路(農事業)及びアクセス道路(市道)の整備が不可欠かつ重要な課題となっている。そこで、地域再生法に基づく道整備交付金の対象道路に「都道府県道」を追加するよう制度の拡充を提案するものである。   | 本制度が拡充されて、市町村道と都道府県道とを連携して整備することにより、周辺都市間との直結、市民の交流促進や産業・物流の効率化、観光拠点、公共交通機関とのアクセス向上による地域の活性化が促進される。また、本市においては、「新市建設計画」主要事業に位置付けられた都市間幹線道路(農整備予定2路線)とアクセスする市道(整備予定3路線)とを連携して整備することにより、効率的かつ効果的な道路ネットワークが整備され、円滑な交通処理が実現できる。さらには、合併旧市町村間を直結する都道府県道と市町村道とが効率的に整備され、合併後の新市の一体化が図られる。 | 現状では、農道・林道事業が農山村部に偏っているため、農道・林道事業を実施していない都市部では、道整備交付金制度を活用できない状況にある上、既存制度では弾力的な事業実施が難しい状況にある。さらに、道路整備により、地域の活性化を図っていく上では、事業主体が異なるために、市町村道と都道府県道との連携による効果的な道路整備が困難な状況にある。  | 群馬県   | 群馬県伊勢崎市       | 地域経済活性化に向けた「交通ネットワークすいプラン」(道整備交付金対象道路の拡充) | 本市のように重点的に道路ネットワーク整備を促進すべき都市部においては、農道・林道事業を実施していない場合、現状ではこの交付金制度を活用できない上に、既存制度による代行事業では弾力的な事業実施が難しい状況にある。そこで、地域の一体化と市民の交流促進、文化・産業の活性化につながる都市間幹線道路(農事業)及びアクセス道路(市道)との連携を行い、地域再生法に基づく道整備交付金の対象道路に「都道府県道」を追加するよう制度の拡充を提案するものである。  |
| 1168       | 11681011     | シラス地盤の急傾斜地を活かした防災兼用型建築物を造る特例  | 斜面整備融資制度の大規模直し<br>添付資料1,2,3   | シラス地盤の急傾斜地に土留擁壁の役目をする防災を兼ねた建築物を構築する。本来、利用価値がなく急傾斜地崩壊防止工事を国、県、市がすべき箇所に生産性の高い建築物を造ることにより民間で実施できるので公共工事としての財政負担が大幅に軽減される。また国は財政負担が軽減された幾分かを地域再生資金の意味で急傾斜地に崩壊防止工事を兼ねた建築物の民間事業主に対し支援して頂きたい  | 鹿児島県は郊外、市街地を問わずシラス崖地が数多く点在している。火砕流が凝結した一次シラスは1平方メートル当たり50トンを超える地耐力があり活用の仕方によっては良好な建築地盤になり得る。しかし崖下、崖上の近隣住民は日々不安といつまでも地域が活性化できない思いがあり公共工事としての予算が付くまで順番を待つが、たとえ予算が付いても現行では法面保護工事なので崖の恐怖が消える訳ではなく根本解決にはなっていない。今後、特例により民間で防災を兼ねた生産性の高い建築物が出来ることにより迅速かつ根本的な問題解決を図れる   | 鹿児島県  | 株式会社          | シラス崖地を防災を兼ねた建築物で活用する                      | シラス地盤の急傾斜地に土留擁壁の役目をする防災を兼ねた建築物を構築する。本来、利用価値がなく急傾斜地崩壊防止工事を国、県、市がすべき箇所に生産性の高い建築物を造ることにより民間で実施できるので公共工事としての財政負担が大幅に軽減される。また国は財政負担が軽減された幾分かを地域再生資金の意味で急傾斜地に崩壊防止工事を兼ねた建築物の民間事業主に対し支援して頂きたい。添付資料 2, 4, 5, 6  |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)                       | 支援措置に係る提案事項の内容   | 具体的事業の実施内容  | 提案理由  | 都道府県名           | 提案主体名          | プロジェクトの名称             | 提案概要   |
|------------|--------------|--|--|---|---|-----------------|----------------|-----------------------|--|
| 1194       | 11942010     | 統合河川環境整備事業の改革又は一部交付金化                  | 地域再生計画を策定し、河川環境の整備をハード・ソフトの一体的に事業展開する場合、国の総合的な支援策として統合河川環境整備事業補助金について、ソフト事業のメニュー化及び対象事業費下限の引下げを行う補助金改革、さらに一歩進めて地域再生計画に資する支援措置として交付金化されたい。  | 堰堤のスロープや親水護岸、花畑や市民農園などの施設整備事業(ハード事業)と、地域住民の主体的な活動による河川の清掃・除草等の環境美化活動、環境学習活動として水生生物の観察、環境についての講演会等の実施事業(ソフト事業)を一体的に実施し、行政と地域住民が協働して河川環境の向上に資する活動を実施する。                           | 現在、河川環境のハード整備については、国土交通省所管の「統合河川環境整備事業」による支援策が講じられているが、当該補助金は、補助対象が比較的大型の公共事業(1箇所3億円以上を対象)である。<br>しかし、市民農園の整備など簡易な親水施設の整備には、このような多額の設備投資を必要としない(1億円以下で可能)、さらに河川環境の整備には、ハード整備のみならず、地域住民の参加による持続的な活動が必要不可欠である。特にその活動主体となるべきNPO・ボランティアに対する支援が必要であるが、現行そのような活動に対する支援は見られない。<br>そこで、地域再生計画を策定し、ハード・ソフトの一体的な事業展開により河川環境の整備を実施する場合の国の総合的な支援策として、当該補助金については対象事業メニュー化及び対象事業費下限の引下げ又は複数箇所を全体事業費とする改革を行い、さらに一歩進めて地域再生計画に資する支援措置として交付金化を求めるものである。 | 山形県             | 山形県            | 最上川環境共生圏形成計画          | 市町村・民間企業・NPO法人等が花壇や市民農園などの公共耕作地として河川敷を利用する際の河川占用許可基準の緩和<br>統合河川環境整備事業の改革又は一部交付金化<br>地域再生基金強化交付金(汚水処理施設)の対象事業の拡大  |
| 1194       | 11942020     | 地域再生基金強化交付金(汚水処理施設)の対象事業の拡大            | 現在、当該交付金で認められていない公共下水道・農業集落排水事業における「設備更新」「大規模な施設改修」、農業集落排水事業の公共下水道・流域下水道等への「つなぎ込み費用」、また、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換、集合排水処理へのつなぎ込みの際の「単独処理浄化槽撤去費用補助」を交付対象に加えること   | 汚水処理施設の整備及び機能強化、単独処理浄化槽の早期転換。   | 河川の汚染源となる生活雑排水を浄化処理することは、河川環境の再生の根元的な問題である。現在、新規整備のみを対象としているが、機能強化や大規模改修に対応させることで、水質の安定的な浄化や、持続的な水質管理が可能となる。<br>また、環境負荷が高いと言われている単独浄化槽を早期に合併処理浄化槽へ転換することや、集合排水処理につなぎこむことで、より一層の水質浄化に資することが期待される。  | 山形県             | 山形県            | 最上川環境共生圏形成計画          | 市町村・民間企業・NPO法人等が花壇や市民農園などの公共耕作地として河川敷を利用する際の河川占用許可基準の緩和<br>統合河川環境整備事業の改革又は一部交付金化<br>地域再生基金強化交付金(汚水処理施設)の対象事業の拡大  |
| 1198       | 11982010     | 関係市町村が連携して取り組む地域再生計画                   | 地域で地域再生計画を定め、これが認められた場合、こうした取組を通じた地域振興が迅速かつ円滑に進むよう、例えば特別枠の設定により、計画に記載された事業については、産業立地に係る環境整備、商業関連施設、ビジネス支援施設などやこれらと関連の深い施設に係る支援措置、道路・街路等の整備予算、及び販路開拓・新商品開発・商店街振興等の関連予算が原則適用されるよう提案します。  | 地域再生計画に位置づけられた以下の事業を通じて、地域の雇用確保及び活性化に多大な効果が期待できる。<br>・産業立地及び誘導<br>・商業関連施設、ビジネス支援施設及び関連施設の整備<br>・道路、街路の整備<br>・販路開拓、新商品開発、商店街振興施策の展開  | 認定された地域再生計画に基づき行う事業については、これらの地域振興事業が迅速かつ円滑に進むために、関連予算が原則適用となる必要があるため。   | 長野県<br>以下42都道府県 | 全国工業再配置促進連絡協議会 | 関係市町村が連携して取り組む地域再生計画  | 関係市町村が連携しながら既存資源を有効活用し、地域にある潜在的な力を最大限引き出し、これからの地域再生には必要となっています。このためには、市町村相互、時には都道府県とも連携し、製造業、商業、観光業など各種産業の効果的・重点的な振興を図ることが必要であります。具体的には、地域で地域再生計画を定め、これが認められた場合、こうした取組を通じた地域振興が迅速かつ円滑に進むよう、例えば特別枠の設定により、計画に記載された事業については、産業立地、ビジネス支援施設などやこれらと関連の深い施設に係る支援措置、道路・街路等の整備予算、及び新商品開発等の関連予算が原則適用されるよう提案します。 |
| 1203       | 12032010     | 国庫補助金の交付金化(地域の自主・裁量性の拡大)               | 現行の地域情報通信振興関係の補助金を統合し、交付金として下記の内容に対して支援を行う。<br>〔支援概要〕<br>1. 事業主体:市町村2. 実施方法:市町村はデジタルハイドに関する課題を解決するための計画(ロードマップ)を策定し、同計画に基づいて事業を実施。事業終了後には成果を検証。3. 交付対象:市町村が策定するデジタルハイドは正計画及びその実施に対して交付。4. 事業期間:3年程度5. 対象事業:地域情報推進事業(地域の実態調査やデジタルハイドは正計画策定事後評価等) 情報通信基盤整備事業整備範囲や整備手法は地域の実情に応じて設定・整備範囲(例:公共ネットワーク(行政)とロードハンド回線(一般家庭・工業団地)の組合せ等)・整備手法(例:ADSL、光ケーブル、無線等) 市町村が、民間通信事業者の行う基盤整備サービス開始当初のランニングコストに対して補助する場合等の経費についても対象とする。システム整備事業(システムやアプリケーションの開発や導入等) 人材育成研修事業(住民向け研修やヘルプデスクの開設等) | 〔市町村〕<br>地域内のデジタルハイドに関する調査<br>デジタルハイドに関する課題解決に向けた計画(ロードマップ)の策定<br>情報通信基盤の整備<br>システム・アプリケーションの開発・導入<br>情報リテラシーに係る住民向け研修やヘルプデスクの開設<br>事業終了後の事後評価の実施<br><br>県の役割<br>市町村の計画策定に対する助言 | 事業種別ごとに細分化されている地域情報通信振興関係の補助金を統合・交付金化し、地域の裁量による柔軟な事業の実施を可能とすることにより、市町村のデジタルハイドは正に対する取り組みを加速させるため、提案するものである。   | 茨城県             | 茨城県            | 茨城県デジタルハイドは正プロジェクト    | デジタルハイドの迅速な是正を図るためには、それぞれの地域の実情に応じた適切な方法で、ハードとソフトの両面から計画的に施策を進めることが重要である。<br>このため、事業種別ごとに細分化されている地域情報通信振興関係の補助金を統合・交付金化し、市町村がデジタルハイドに関する課題を解決するために策定する計画(ロードマップ)と同計画に基づく事業の実施に対して支援を行う。  |
| 1211       | 12112010     | 地域再生基金強化交付金の拡充(ソフト版まちづくり交付金の創設)        | 各省所管の中心市街地関係や観光交流空間づくりのソフト事業補助金を整理統合して地域再生計画と連動した交付金を新たに創設する。  | 屋外イベント空間における通年計画による各種イベント事業や文化の発信事業の創出(びわこ音楽祭、多文化交流事業、子ども芸術発信事業など)、地域団体による観光キャンペーン等の企画・立案・実施事業、中心市街地の活性化及び観光誘客の双方に通じる人材育成事業   | 中心市街地活性化や中心市街地における観光誘客等の支援策については、各省庁ごとに多様なメニューが存在しており、地域再生を図る観点からは、予算の一括計上と窓口の一本化及び柔軟な充当等を行うことが必要である。   | 滋賀県             | 浜大津観光協会        | 浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト | かつては、琵琶湖水運の中心であり、賑わいの中心でもあった浜大津・大津港周辺地区において、琵琶湖景観などの優れたポテンシャルを活用しながら、誘客効果を高め、観光拠点、中心市街地としての「人の賑わい」を取り戻す。このため、包括的な土地利活用を可能にすることや導入機能の充実を図るための支援措置を今回、新たに提案し、その上で、当該地区における観光施設及び関連施設の一体的な整備・運用等を目指す。計画推進にあたっては、浜大津観光協会、地元企業、NPO団体等からなる「ウォーターフロント再生委員会」(仮称)を推進母体として結成し、県市の協力を求めつつ地域再生計画案等の作成を行っていく。     |
| 1211       | 12112020     | 地域再生基金強化交付金の拡充(ハード版中心市街地活性化及び観光交流空間創生) | 各省所管の中心市街地関係や観光交流空間づくりのハード事業補助金を整理統合して地域再生計画と連動した交付金を新たに創設する。  | ブルムナードの整備による屋外イベント空間、オープンカフェ、水上カフェ等の整備、大型駐車場の整備、近江文化発信機能の整備、ピオトーブの整備  | 中心市街地活性化や中心市街地における観光誘客等の支援策については、各省庁ごとに多様なメニューが存在しており、地域再生を図る観点からは、予算の一括計上と窓口の一本化及び柔軟な充当等を行うことが必要である。また、文化発信や自然再生など従来の中心市街地活性化の特を超えた総合的な事業展開を図ることも必要である。  | 滋賀県             | 浜大津観光協会        | 浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト | かつては、琵琶湖水運の中心であり、賑わいの中心でもあった浜大津・大津港周辺地区において、琵琶湖景観などの優れたポテンシャルを活用しながら、誘客効果を高め、観光拠点、中心市街地としての「人の賑わい」を取り戻す。このため、包括的な土地利活用を可能にすることや導入機能の充実を図るための支援措置を今回、新たに提案し、その上で、当該地区における観光施設及び関連施設の一体的な整備・運用等を目指す。計画推進にあたっては、浜大津観光協会、地元企業、NPO団体等からなる「ウォーターフロント再生委員会」(仮称)を推進母体として結成し、県市の協力を求めつつ地域再生計画案等の作成を行っていく。     |
| 1211       | 12112030     | 地域再生基金強化交付金の拡充(港整備交付金の対象範囲の拡大)         | 港湾・漁港の一体的な整備を対象としている港整備交付金について、対象に河川区域の整備を追加する。  | ブルムナードの整備による屋外イベント空間、オープンカフェ、水上カフェ等、ヨットハーバー等の整備   | 琵琶湖の場合は河川区域に指定されており、港湾と河川の一体的な整備が必要である。   | 滋賀県             | 浜大津観光協会        | 浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト | かつては、琵琶湖水運の中心であり、賑わいの中心でもあった浜大津・大津港周辺地区において、琵琶湖景観などの優れたポテンシャルを活用しながら、誘客効果を高め、観光拠点、中心市街地としての「人の賑わい」を取り戻す。このため、包括的な土地利活用を可能にすることや導入機能の充実を図るための支援措置を今回、新たに提案し、その上で、当該地区における観光施設及び関連施設の一体的な整備・運用等を目指す。計画推進にあたっては、浜大津観光協会、地元企業、NPO団体等からなる「ウォーターフロント再生委員会」(仮称)を推進母体として結成し、県市の協力を求めつつ地域再生計画案等の作成を行っていく。     |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)                            | 支援措置に係る提案事項の内容  | 具体的事業の実施内容   | 提案理由   | 都道府県名 | 提案主体名       | プロジェクトの名称             | 提案概要   |
|------------|--------------|---|---|--|--|-------|-------------|-----------------------|--|
| 1211       | 12112040     | 地域再生に資する自然環境の再生に関する事業の交付金化                  | ピオトープ等の自然環境の再生を図る事業について交付金化を行う。   | 琵琶湖の水環境保全のシンボルとしての琵琶湖ピオトープの設置  | 自然再生関連の補助金について交付金化を図ることによる地方公共団体の裁量の向上が必要。   | 滋賀県   | 浜大津観光協会     | 浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト | かつては、琵琶湖水運の中心であり、賑わいの中心でもあった浜大津・大津港周辺地区において、琵琶湖景観などの優れたポテンシャルを活用しながら、誘客効果を高め、観光拠点、中心市街地としての「人の賑わい」を取り戻す。このため、包括的な土地利用を可能にすることや導入機能の充実を図るための支援措置を今回、新たに提案し、その上で、当該地区における観光施設及び関連施設の一體的な整備・運用を目指す。計画推進にあたっては、浜大津観光協会、地元企業、NPO 団体等からなる「ウォーターフロント再生委員会(仮称)」を推進母体として結成し、県市の協力を求めつつ地域再生計画案等の作成を行っていく。  |
| 1211       | 12112050     | 地域再生に資する歴史・文化発信事業の交付金化                      | 中心市街地において歴史・文化発信を図る、人材育成や環境醸成を図る事業について交付金化を行う。  | 近江文化発信機能の整備、人材育成、環境醸成  | 歴史・文化発信を進めるための人材育成や環境醸成にかかる補助金について交付金化を図ることによる地方公共団体の裁量の向上が必要。   | 滋賀県   | 浜大津観光協会     | 浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト | かつては、琵琶湖水運の中心であり、賑わいの中心でもあった浜大津・大津港周辺地区において、琵琶湖景観などの優れたポテンシャルを活用しながら、誘客効果を高め、観光拠点、中心市街地としての「人の賑わい」を取り戻す。このため、包括的な土地利用を可能にすることや導入機能の充実を図るための支援措置を今回、新たに提案し、その上で、当該地区における観光施設及び関連施設の一體的な整備・運用を目指す。計画推進にあたっては、浜大津観光協会、地元企業、NPO 団体等からなる「ウォーターフロント再生委員会(仮称)」を推進母体として結成し、県市の協力を求めつつ地域再生計画案等の作成を行っていく。  |
| 1215       | 12152010     | 地域再生基盤強化交付金における国の予算の一元化                     | 地域再生基盤強化交付金の予算を内閣府等から一括して交付することで、事務手続の軽減を図る。  | 地域再生基盤強化交付金の交付申請にあたっては、内閣府等で一括して交付手続きを行うことで、申請する地方の事務手続を軽減を図る。   | 交付申請にあたっては、地方支分局に「一元化窓口」が設置されるなど一定の配慮がなされている。しかし、「一元化窓口」は単なる受付窓口であって、結局は施設を所管する各都道府県へ交付申請をし、各都道府県から交付決定を受けることになる。これでは、都道府県の事務手続はほとんど軽減されない。内閣府等で一括して交付手続きを行うことで、都道府県の事務手続が軽減されると考える。   | 三重県   | 三重県         | 地域が使いやすい交付金制度の提案      | 地域にとって利用しやすい地域再生基盤強化交付金とするため、交付手続きにおける一元化の実現及び施設間充実に伴う柔軟な対応によって地方公共団体の事務手続を軽減し、一部対象施設を拡大することで、より一層地域活性化に資する施設整備を一体的に行えるようにする。  |
| 1215       | 12152020     | 施設間充当を行った場合の予算所管省庁の変更                       | 施設間充当を行った場合、後の施設管理は当初の交付省庁ではなく、当該施設に関する事務の所管省庁とする。  | 施設間充当を行った場合、他施設へ充当した部分については、被充当施設に関する事務を所管する省庁が管轄することとする。  | 施設間充当が行えることとなっているが、充当を行った場合にも交付省庁の変更はない。そのため、後の会計検査等においても各都道府県が検査を行うこととなり、受検する事業主体からすれば受検に伴う事務処理量が増大する。他施設へ充当した場合は、交付省庁ではなく当該施設に関する事務を所管する都道府県が後の会計検査等を行うこととし、これによって施設間充当に伴う事務処理の軽減を図る。なお、変更交付決定を行う場合には、地方公共団体の事務処理量が増大しないように要望する。 | 三重県   | 三重県         | 地域が使いやすい交付金制度の提案      | 地域にとって利用しやすい地域再生基盤強化交付金とするため、交付手続きにおける一元化の実現及び施設間充実に伴う柔軟な対応によって地方公共団体の事務手続を軽減し、一部対象施設を拡大することで、より一層地域活性化に資する施設整備を一体的に行えるようにする。  |
| 1215       | 12152030     | 道整備交付金の対象施設の拡大                              | 広域農道の整備と併せて整備することにより事業効果を発現する広域農道計画の関連道路についても、道整備交付金の対象とする。   | 道整備交付金の対象施設に、広域農道計画に位置づけられる関連道路を加えることで、道整備交付金を活用して地域活性化をより一層推進する。  | 道整備交付金の対象となる施設は、市町村道・広域農道・林道の3つであるが、広域農道計画に位置づけられる関連道路を対象に加えることで、対象地域内における地域活性化のための道路網整備を総合的に行うことを可能とする。   | 三重県   | 三重県         | 地域が使いやすい交付金制度の提案      | 地域にとって利用しやすい地域再生基盤強化交付金とするため、交付手続きにおける一元化の実現及び施設間充実に伴う柔軟な対応によって地方公共団体の事務手続を軽減し、一部対象施設を拡大することで、より一層地域活性化に資する施設整備を一体的に行えるようにする。  |
| 1219       | 12192010     | 古民家群の残る農村風景を観光資源とするために活用できる多様な交付金・補助金等の一元化。 | 本プロジェクトにおいては、単なる古民家再生にとどまらず、農村における景観形成が地域再生の大きな鍵となる。具体的には、古民家を再生し茅葺を復活させ、多目的な利用を可能とする状態への復元。伝統的な地形・風景・用水路・石垣などを活用した景観形成。集落内道路の散策路としての整備。観光客向けの駐車場の設置。農村景観の再生、などである。こうした施策を推進する上で活用できる交付金などの一元化を進めていただくことで、長期にわたる計画的な事業が可能となる。 | 集落内道路の整備<br>狭隘道路の拡幅<br>古民家の再生<br>集落内道路を散策路として整備<br>集落外に観光客用駐車場の設置<br>地形・風景・用水路・石垣などを活用した景観形成<br>農村景観の再生(遊休農地の再利用)<br>茅葺の再生 | 本プロジェクトに利用可能と考えられる類似(目的は微妙に異なるが適用事業が同じ)の交付金などが多様に示されているが、多様であるがゆえ、使い勝手の悪さがある。長期的な計画のもと、地域再生に取り組むには、こうした交付金などが一元化され、窓口もひとつになることが望ましい。   | 山梨県   | 財団法人山梨総合研究所 | 原郷の里づくり構想             | 山梨県の地域シンクタンクである財団法人山梨総合研究所が、県内の山間部に集中的に残存する古民家群を活用した、地域の自立を促すプロジェクトを提案する。具体的には、集落ごとにNPOが中心の主体となり、空き家となっている古民家の管理を行い、それを民宿、貸別荘、レストランなどに活用するとともに、伝統的な景観を保全しつつ、交流人口の増大を図るものである。そのために、古民家を信託財産として受託できる法人の許可要件の拡大や、多様な交付金・補助金等の一元化、多面的NPO支援を要請するものである。  |
| 1221       | 12212010     | 地域材を活用した公共施設木造化支援制度の拡充                      | 公共施設の木造化への評価を高めることにより、木材利用の拡大を図るため、学校関連や先駆性等のある公共施設を対象に限定している国の「強い林業・木材産業づくり交付金の木造公共施設整備タイプ」の事業について、社会福祉施設を新たに対象施設として追加すること。  | 公共施設の木造化を推進するため、対象施設に社会福祉施設を追加し、木造施設への評価が定着するまで実施する。   | 少子高齢化の進展に伴い、今後ますます、官民を問わず社会福祉施設の整備促進が図られる状況の中で、これら施設を、人に優しい木造住宅にすることにより、利用者の健康増進と木材利用促進につながることを期待される。  | 愛媛県   | 愛媛県         | 愛媛県公共施設木材利用推進構想       | 木材は、地球環境に負荷をかけず循環利用できる資源であり、また、柔らかくてぬくもりがあり、室内の湿度を一定に保つ機能などの特性があるなど、人に優しい建築資材である。愛媛県では、森林の持つ公益的機能を高めるには地域材の利用促進が重要であるとの認識から、公共施設等木材利用方針を策定し、環境や人に配慮した安らぎと調いのある施設づくりを進めるため、地域材を使用した木造公共施設に対する助成を行うなど、公共施設について可能な限り木造化・木質化を推進してきた。地域材の利用促進を通じて健全な森林を育成することは極めて重要であり、国の規制緩和・支援を得てさらなる公共施設木造化の推進を図る。 |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)  | 支援措置に係る提案事項の内容  | 具体的事業の実施内容  | 提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名         | プロジェクトの名称   | 提案概要  |
|------------|--------------|---|---|---|---|-------|---------------|---|---|
| 1237       | 12372010     | 消防防災関係の補助金の一本化(パッケージ化)によるトータル的に使用できる交付金の創設  | 消防防災関係の補助金の一本化(パッケージ化)によるトータル的に使用できる交付金の創設<br>消防庁関係<br>・ 防災行政無線の整備(同報系)/耐震性貯水槽の整備/自主防災組織活性化事業/消防団総合整備事業(移動系)<br>農林水産省関係<br>・ 元気な地域づくり交付金(農村振興支援対策事業)<br>補助金の一本化のメリット<br>これらの事業を、パッケージ化することにより、年度間の流用および施設への交付金の充当を行うことにより、計画的または効率的に事業の推進が可能となり、市町村の裁量権の拡大にもつながる。<br>現在消防庁の補助金制度では、防災行政無線でも、同報系と移動系の国庫補助金のメニューが別となり、市町村では同じ事業で整備を行う場合、個々の補助金を申請しなければならず、事務が煩雑であり、その事務負担の軽減につながる。<br>農林水産省でも農村振興支援対策事業の中に防災行政無線の整備交付金のメニューがあるが、省庁間でメニューが重複している。<br>耐震性貯水槽の整備は、現在充足率で補助金の認可が行われているが、地域には地域ごとの実情があり、充足率だけの補助の決定が行われる現行制度には若干の疑問をもたざるを得ない状況である。交付金の創設がなされた場合、地域の実情にあった地方の裁量に基づき事業の推進が可能となる。<br>施設整備やソフト事業等の各々補助金での対応ではなく、今後町が作成する地域再生計画に基づき5年間でパッケージでトータルに使用できる弾力的な交付金の創設を要望する。 | 自主防災組織の組織化及び充実により防災行政無線を活用した災害時の対応の迅速化、また、消防施設の老朽化による事故防止やポンプ積載車の小型化による消火活動の迅速化等  | 行政と地域住民が一掃となった災害に強い町、即ち防災町づくりによる地域再生を行う。今後まちとしては、防災行政無線、防火水槽の設置、改修、軽積載車の導入、更新及び自主防災組織の充実を図る計画を作成し、施設整備やソフト事業等の各種補助金での対応ではなく、まち全体の計画に対して5年間のパッケージでトータルに使用できる弾力的な交付金の創設を要望する。   | 熊本県   | 熊本県菊水町        | 消防防災関係の補助金の一本化(パッケージ化)によるトータル的に使用できる交付金の創設  | 熊本県菊水町「自主防災組織を核とした防災まちづくりによる地域再生」<br>消防庁の補助金制度は、現在防災行政無線(同報系及び移動系)、耐震性貯水槽、自主防災組織活性化等、1事業に1つの申請を行わなければならないが、事務が煩雑である。また、農林水産省にも防災行政無線を扱うメニューがあり、これらのメニューを交付金として1本化することにより地域の自主性や裁量による事業の推進が可能となる。<br>今回の地域再生の申請を行うにあたり、今後町が作成する地域再生計画に基づき5年間のパッケージでトータル的に(年度間の流用及び施設整備の交付金の充当)に使用できる弾力的な交付金の創設を要望する。   |
| 1244       | 12442010     | 地方道路交付金事業の対象事業範囲の拡大について   | 地方道路交付金事業については、都道府県道及び市町村道事業の改築事業及び維持修繕事業がパッケージの対象となっているが、国道はその対象となっていない。<br>道路ネットワークの整備により地域課題の解決を図るためには、地方道のみならず国道も一体となって事業実施することが必要であるが、国道の改築事業は予算枠及び事業箇所数の制限があることから、地方道事業箇所と一体となった整備が図りにくい状況にある。<br>国道事業であっても、パッケージの目的を達成するために必要不可欠な事業箇所については範囲を限定して、パッケージを構成する要素事業に組み入れることで効果的・効率的な道路整備が可能となる。   | 国道事業であっても、パッケージの目的を達成するために必要最小限の事業箇所については、交付金事業の対象とする。  | 地方道路交付金事業については、都道府県道及び市町村道事業の改築事業及び維持修繕事業がパッケージの対象となっているが、国道はその対象となっていない。<br>道路ネットワークの整備により地域課題の解決を図るためには、地方道のみならず国道も一体となって事業実施することが必要であるが、国道の改築事業は予算枠及び事業箇所数の制限があることから、地方道事業箇所と一体となった整備が図りにくい状況にある。  | 岩手県   | 岩手県           | 地方道路交付金事業の対象事業範囲の拡大による地域づくり構想   | [地方道路交付金制度の対象範囲の拡大]<br>道路ネットワークの整備により地域課題の解決を図るためには、国道、地方道一体となった事業実施が必要であるが、国道の改築事業は予算枠及び事業箇所数の制限があるため、地方道事業と一体となった整備が図りにくい。<br>国道事業においても、地方道路交付金事業のパッケージの目的を達成するために必要不可欠な事業箇所については範囲を限定して、パッケージを構成する要素事業に組み入れることで効果的・効率的な道路整備が可能となる。このことにより産業の振興による地域経済の活性化及び地域間の多様な交流・連携の促進による活力ある地域の再生に寄与する。   |
| 1246       | 12462010     | 新世代型高齢者を中心とした生涯現役型社会の創出   | ますます高齢化が進み、団塊の世代が高齢者に加わってくるなかで、高齢者の生活様式、価値観、そして活動ニーズは多様化する一方となっている。こうしたことから、生涯学習や趣味活動といったこれまでの生きがい施策に加え、新たな世代の高齢者が、生涯現役として自発的に、経済活動、産業活動、地域活動に参画していく環境づくりを、市として積極的に進めていきたいと考えている。<br>そのため、<br>各県庁で個別、目的別に進める人材育成、社会参加関連の助成事業の横断的な連携<br>「企業OB人材活用推進事業」など、特定団体への限定的な助成事業を、人材育成という面から弾力的に運用<br>など、各事業の一元化、円滑化を図る。  | 地域社会および地域経済の活性化を図るとともに、高齢者の新たな生きがい施策を進めるもの。団塊の世代を中心としたこれから高齢期を迎える世代(新世代型高齢者)を対象に、産業活動の担い手としての新たな知識や再チャレンジのための知識修得の機会を提供する(「仮称」生涯現役能力開発大学校)事業を実施する。  | 各県庁および各局の補助事業を横断的に連携させ、弾力的な運用を図り、これからの高齢者のもてる技術や知識を活かせる。「入づくり、きっかけづくり、環境づくり」によって、より自発的で多様な社会参加を促し、介護予防としての新たな生きがいづくりにつなげることができるため。  | 福岡県   | 福岡県北九州市       | 新世代型高齢者を中心とした生涯現役型社会の創出   | 北九州市は全国平均を上回るスピードで高齢化が進んでいる。さらに、団塊の世代が高齢者に加わる中で、高齢者の生活様式、価値観はこれまで以上に多様化すると考えられ、高齢者が年齢にとらわれず、自らが持つ豊富な知識・経験や技術を活かすことができる環境を整え、地域の経済・産業構造にも、積極的に参画できる仕組みが必要であると思われる。そこで、これからの高齢期を迎える世代(新世代型高齢者)を対象に、産業活動の担い手としての新たな知識や再チャレンジのための知識修得の機会を提供する(「仮称」生涯現役能力開発大学校)を実施し、地域社会及び地域経済の活性化を図るとともに、新たな生きがい施策を進める。   |
| 1264       | 12642010     | 農林水産省の各種競争的資金について、(財)神奈川科学技術アカデミー(以下「KAST」という。)が中核機関として研究を取りまとめる役割を担い、公設試験研究所が軸となって「大学等の知恵」と「企業力」を活用する共同研究を展開する予定である。こうした取組は、例えば、文部科学省所管の「都市エリア産学官連携推進事業」や経済産業省所管の「地域再生コンソーシアム事業」など、さまざまな分野で行われてきたが、農林水産省の各種競争的資金においては、研究を取りまとめる中核機関の要件として「研究機関」を掲げており、KASTのような技術移転機能、公益法人は対象としていないため、農林水産省の研究では、取組みが広がってこなかった。<br>既に本県では、「地域課題解決研究」の先行的な取組として、平成15年度から、県立農業技術センターや水産技術センター等が、理化学研究所のバイオやKASTの光科学などの先進的な研究成果の現場展開・異分野促進などを図る共同研究を推進している。今後、同様の取組の連鎖的な創出をめざすためには、農林水産分野においても、KASTのようなコーディネートを有する公益法人が、通常の研究機関との同等の資格において、産学公連携体制を積極的に推進し、環境保全型農林水産省の革新的技術開発や食の安全・安心の先進的技術開発など、農林水産分野の産業振興による地域再生を図る必要がある。<br>以上のことから、「科学技術コーディネーター」などが活躍する、KASTのような技術移転機関が、農林水産省の各種競争的資金を積極的に活用できるよう、利用要件の緩和を要望する。 | 本県では、KASTの科学技術コーディネーターの活動などを軸に、農林水産分野において、公設試験研究機関が中心となった地域課題解決の共同研究として、主に次の研究(支援事業の詳細は省略)を実施している。<br>・ 光触媒を活用した農業廃液浄化システムの開発<br>神奈川農林水産技術センター、東京大学、KAST等<br>病気に強く酸欠に強いトラノメの革新的な遺伝的育種開発<br>神奈川水産技術センター、理化学研究所、東京海洋大学等<br>このような研究開発を、今後も連鎖的に実施するため、KASTが、研究機関と同等の中核機関としての資格において、農林水産省の各種競争的資金を活用し、そのコーディネート機能を十分発揮させながら、研究プロジェクトを推進する。<br>この取組の結果として、産学公連携事業の推進と成果の社会還元が効果的に進み、農林水産分野における産業の振興と地域再生に大きく寄与する。   | 農林水産省の競争的資金の代表例である「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」などでは、資金を利用できる中核機関の要件として、<br>基本的に研究機関を想定している。(KASTのような、技術移転機能は想定されていない)<br>中核機関が公益法人の場合は、再委託費の総額が委託費総額の5割未満とされている。(研究のとりまとめや各種コーディネーターまでを担当する、KASTのような公益法人が、中核機関にはなれないスキーム。)<br>などがあり、KASTのような機関が積極的に参画できない状況にある。なお、KASTが中核機関として参画した場合には、各研究機関は、知的財産や技術移転、契約事務等について、負担が軽減されるなどのメリットがある。<br>こうしたことから、KASTなどの技術移転機能を持つ公益法人が、通常の研究機関と同等の資格を与えられるとともに、研究プロジェクトの中核機関として貢献できるような、事業の再設計が必要であると考えられる。 | 神奈川県  | 神奈川県  | 神奈川県の知的財産戦略構想 | 本県の知的財産戦略(検討中)では、産学公連携の一つとして「地域課題解決研究」の推進を掲げている。先行的な取組として、理化学研究所のバイオ等の先進的な研究成果の現場展開・異分野促進を図る共同研究を推進しているが、今後、同様の取組みを連鎖的に創出するためには、(財)神奈川科学技術アカデミー(KAST)のように技術移転機能を持つ公益法人が、研究機関と同等の資格を持つ中核機関として、プロジェクトを取りまとめることが大切である。そこで、農林水産省各種競争的資金の資格要件を緩和することで、KASTを中心とした産学公連携体制による先進的技術開発等を促進し、農林水産分野の産業振興及び地域再生を図る。 |   |
| 1267       | 12672130     | 都道府県に対する農業改良普及事業における必置規制を廃止し、基礎自治体による設置を可能にするなど制度の見直しを図ること  | 農業改良助長法の改正により、普及センターの必置規定の廃止、普及指導員の配置、等の見直しが行われたところ。<br>しかしながら、これらは都道府県を対象にした規定であり、基礎自治体における設置については特段の定めがなく、また、基礎自治体で設置しようとした場合、それに伴う財源がないため、設置ができない状況である。  | 農業改良助長法の改正により、普及センターの必置規定の廃止、普及指導員の配置、等の見直しが行われたところ。<br>しかしながら、これらは都道府県を対象にした規定であり、基礎自治体における設置については特段の定めがなく、また、基礎自治体で設置しようとした場合、それに伴う財源がないため、設置ができない状況である。  | 現在、農業改良助長法により、都道府県に普及指導員を置くこととされている。この普及指導員は、協同農業普及事業を行うため、交付金が交付され、それを財源として各都道府県が設置している。<br>各市町においては、普及指導員の設置について特段の法整備はされていないため、各市町において普及指導員を設置することは可能と解される。<br>しかしながら、各市町が任意で普及指導員を設置しようとしても、それに伴う財源がないため、設置することができない。<br>本来、普及指導員の事務は、住民に最も近い位置にある市町において実施されるのが最適であると考えられるが、これらの制約があり設置することが出来ない。<br>については、農業改良助長法における都道府県への普及指導員の必置規定を廃止するとともに、各市町でも普及指導員の設置が可能となるよう、財源措置を含めた制度見直しを提案する。 | 広島県   | 広島県           | 分権ひろしま活性化プラン  | 本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。<br>このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスを構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県、づくり」を推進していく。<br>また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、民間に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に図る。 |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)                     | 支援措置に係る提案事項の内容  | 具体的事業の実施内容  | 提案理由   | 都道府県名 | 提案主体名       | プロジェクトの名称                  | 提案概要  |
|------------|--------------|--------------------------------------|---|---|--|-------|-------------|----------------------------|---|
| 1267       | 12672140     | ほ場整備等の農業農村整備事業における、原則基礎自治体での実施の可能化   | 農業農村整備事業に係る県営事業について、基礎自治体への事務委託の可能化<br>農業農村整備事業に係る団体営事業について、その採択要件(面積要件、事業量要件等)の緩和  | 農業農村整備事業の実施に係る面積要件等が緩和されることにより、市町村合併で広域化した基礎自治体での事業実施が可能となる。  | 現在、農業農村整備事業については、国営、県営、団体営として、面積要件や事業量によりその区分けが行われている。<br>県において市町村合併を積極的に推進した結果、基礎自治体の規模・能力等も拡大されており、また、今後、分権改革をより一層推進していく観点から、これら基礎自治体へ事務権限の移譲等を積極的に進めていくこととしている。<br>その中で、現在、県営事業として位置付けられている農業農村整備事業については、規模・能力等の拡大した基礎自治体においても十分対応可能であり、また、地域再生の趣旨でもある「国から地方へ」の観点からも、より地域に密着した基礎自治体において、それらの事務を行っていくことが最善であると考えられる。<br>については、県営事業について、基礎自治体へ事務委託又は基礎自治体で実施できるよう要件の緩和が可能となるような制度見直しを提案することとする。 | 広島県   | 広島県         | 分権ひろしま活性化プラン               | 本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。<br>このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めることにも、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。<br>また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に進行。  |
| 1267       | 12672151     | 農業経営体育成に関する事務の基礎自治体による総合的実施のための制度見直し | 生産・加工・流通施設の整備など農業経営体育成に関する事務について、基礎自治体による総合的・一元的実施  | 農業経営基盤強化促進法に係る法施行事務や、生産・流通・加工施設等の施設整備に係る事務や事業実施について、基礎自治体で総合的に実施できるようになることで、より地域に密着した取組みが展開できる。   | 農業経営基盤強化促進法に係る法施行事務や生産・加工・流通施設の整備などの農業経営体の育成に関する事業については、平成17年度から一部補助金の交付金化が行われたところであるが、現時点においても、国、県の関与は残っている。<br>これらの事務や事業等については、市町村合併により規模、能力の拡大した基礎自治体でも十分対応可能であり、また、より地域に密着した基礎自治体においてそれらを行っていくことが適当であると考えられる。<br>よって、基礎自治体でこれらの事務及び事業が総合的に実施できるよう制度の見直しを提案する。  | 広島県   | 広島県         | 分権ひろしま活性化プラン               | 本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。<br>このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めることにも、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。<br>また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に進行。  |
| 1286       | 12862010     | 交付金の統合                               | 自然公園内にある休耕田など、遊休農地を自然再生と有効利用の観点から整備するため、現行の交付金制度の交付要件の見直しとともに、これらを統合した新たな交付金制度を創設する。  | 三方五湖周辺の休耕田等の遊休農地を貸し農園として整備し、豊かな自然環境のもとで、自然にやさしい農作業が体験できる観光客等に提供する。  | 休耕田等遊休農地の自然再生を目的とした交付金制度については、環境省の「元氣な地域づくり交付金」があるが、遊休農地をヒートアップなどにする場合しか対象とならない。一方、農林水産省所管の「元氣な地域づくり交付金」は、遊休農地を市民農園等に活用する場合に交付対象となるが、環境省の交付金は都道府県と市町村を交付対象としているのに対し、農林水産省のほうは市町村に限定されているため、これら交付金を統合・メニュー化し、地域の実情に即した効果的な事業推進を図る。  | 福井県   | 福井県         | 三方五湖ラムサールプロジェクト構想          | 美浜、若狭町両町にまたがる三方五湖は優れた自然環境を有し、また国の名勝にも指定されており、若狭湾国立公園の代表的な景勝地である。三方五湖周辺地域は、この優れた自然環境を観光資源として、観光産業が盛んであるが、近年、観光・宿泊客が減少し、周辺地域を取り巻く状況は厳しいものとなっている。<br>このような状況の中、三方五湖は平成17年11月にラムサール条約湿地の登録の可能性が高くなり、登録されることとなれば、三方五湖に新たな付加価値が加わることとなる。このため、ラムサール条約湿地登録を機に、三方五湖の優れた自然を保全するとともに周辺地域の観光振興を図る。  |
| 1294       | 12942020     | エコドライブ管理システムの導入支援                    | 国土交通省は、今年度から、エコドライブを計画的、継続的に実施する仕組みであるエコドライブ管理システムを導入するための補助制度を創設しているが、対象は、特別種合せ貨物運送を行う一般貨物運送事業者で、事業用に供する自動車を30台以上保有する事業所に限られており、本県では、対象となる一般貨物運送事業者数は17と、一般貨物運送事業者全体(約520)のわずか3%強、車の保有台数で比較しても17%という現状にある。<br>長距離を走行するトラック、バス、タクシー事業者のエコドライブの取組みを進めていくには、合理的になるよう補助対象を拡大し、エコドライブ管理システムの導入を支援していく必要がある。   | 現行の補助制度は、対象が一部の大手事業者に限られていることから、補助対象事業者の拡大を図り積極的に支援することにより、エコドライブ管理システム導入をより促進する。   | 地球温暖化対策および大気汚染対策を推進するという観点から、エコドライブの普及促進を図ることを目的に創設した補助金ということであるが、補助対象事業者が全事業者のわずか3%強というは、不合理に対象者を限定しているとしが言えず、補助事業の対象者を拡大すべきである。  | 福井県   | 福井県         | 省CO2型交通システム構想              | 本県は、一世帯あたりの自動車の保有台数が、全国第1位であり、全国と比べても自動車からの二酸化炭素排出量の増加が著しい。こうした自動車中心の社会の中で、運輸部門からのCO2の排出を抑制し、地球温暖化を防止するためには、省CO2型交通システムの構築が必要である。<br>このため、駐車場の整備などの自転車利用促進等による自動車利用の抑制と自動車講習所等でのエコドライブ教育の実施や、エコドライブ管理システム導入の支援等による燃料消費効率のよい自動車利用の促進を図る。   |
| 1296       | 12962010     | 協働・多機能・多層化によるインテリジェントシティ構想           | 時代のスピードに対応し、多様な主体による、複合的な施設と多様なサービスを融合した事業を実施するため、以下のような制度変革への提案を行う。<br>8 省庁に存在する約100余の支援補助制度を統合・複合化して、一本化した交付金制度に改めることを提案する。(統合化) 従来のように自治体及びTMOが省庁の支援制度に個々に対応するのではなく、自治体やTMOが策定した事業計画を見て、各省庁がその計画に対する支援プログラムを行う。(従来の逆の提案制度。TMO 省庁 省庁 TMOへ) 事業評価軸を、数値目標(定量的)から安心安全性の向上、顧客満足度などの定性的目標軸へと新たな評価軸の採用。(品質評価へ) あわせて、地域特性による係数の採用(地域、人口規模、土地の価格などの) 現状と適合しなくならなくなった基準値の見直しを行う。例えば、小売商業高度化事業計画の大臣認定基準値の見直しは必須である。(時代の使命を終了した。) 主体や対象事業について、自治体、TMO等の公益法人関連事業だけでなく、民間やNPOなどの事業をも対象とする。(多様な主体と多様な事業実施を担保) 特定株式会社に対する税制の支援制度の拡充。大臣認定事業に対してなど一定の基準を設け、固定資産税、都市計画税の減免措置。不動産取得税、登録免許税の軽減措置、軽減税率・課税繰延の採用(所得税、法人税、住民税) 施設整備に必須な都市取得や土地の権利付物件買取の場合などの土地費用についても補助対象とする。自治体が中心市街地に、公共施設等整備にあたり、中心市街地とその他の地域の土地の価格差を考慮し土地購入費について、購入予定額の三分の一を既設補助事業に上積み補助する。土地取得を含まない事業については、取得費の二分の一についての無利子融資の制度を創設する。TMOが主体となる場合については、上積み補助と併せて、国等を通じた出資制度を創出することを提案する。財源は、現行中心市街地活性化施策の組み換えを前提とし、インセンティブを与えるための広く薄い支援策とすることを提案する。 | 複数の大学が活用できるサテライトキャンパスとして活用できる施設を整備し、大学に貸し出すとともに、地域の生産学習拠点としての活用を図る。医療機器のトレーニングセンターを地域大学(病院)と協働で開設し、全国だけでなく全世界からの医師の訓練機能を導入する。(コンソーシアム) 業務床(インキュベーション施設)、高齢者、子育て等の福祉関連施設や教育施設、住宅や文化施設など、多機能型複合施設を整備し、それにより、交流人口の増加と都市型新産業の育成を図る。「まちづくりファンド」を創設し、国や自治体の資金だけでなく地元金融機関、市民などからCSR(地域貢献)として資金調達し、TMOや民間などの事業に支援する。あわせて、地域コミュニティ上場という考え方を基本として、地域企業への投資も行う。(新産業創出) シニアの地域化と女性の就労支援のソフト事業を行い、地域元消費者をつくりを行い、地域経済の好循環を創出する。別紙個別提案書参照のこと | 大学の知財(ナレッジ)は学術だけでなく産業振興、まちづくりとも深く結びついているが、施設の多機能利用を実現できる支援制度がないため、医療機器の訓練施設は事故防止の側面だけでなく技術開発にもつながるが、訓練施設整備の支援制度がない。都市部においては、その土地の価格や貴重性から複合施設にならざるを得ないが、支援制度が機能別で、各窓口対応が煩雑であること、支援制度の整合性や調整不可など担当者の負担が大きい。事業費の大半を占める土地への支援制度が薄いことで、事業者の負担が大きくなり、実効性が担保できていない。民間資金の受皿がなく、地域経済の漂流がない。高齢化によって、不動産や預貯金を保持したシニア層の購買活動が地元消費動向を左右するための戦略が存在しないが必須。  | 東京都   | 株式会社まちづくり三鷹 | 協働・多機能・多層化によるインテリジェントシティ構想 | 店舗や業務床、福祉施設などの多機能施設を建設する場合に、現在では各省庁に個別対応が求められる。今後のコンパクトシティの実現には、都市機能の多機能複合化が重要であり、その実現性を担保するためには、窓口の一本化もしくは支援制度の統合化による交付金制度に改めることを提案する。自治体が中心市街地に、公共施設等整備にあたり、中心市街地とその他の地域の土地の価格差を考慮し、土地購入費について、購入予定額の三分の一を既設補助事業に上積み補助する。土地取得を含まない事業については、取得費の二分の一についての無利子融資の制度を創設する。TMOが主体となる場合については、上積み補助と併せて、国等を通じた出資制度を創出することを提案する。財源は、現行中心市街地活性化施策の組み換えを前提とし、インセンティブを与えるための広く薄い支援策とすることを提案する。地域金融機関や市民が中心市街地再生に積極的に資金拠出するための仕組みとなる受け皿制度として、「地域ファンド」創設を提案する。 |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)              | 支援措置に係る提案事項の内容   | 具体的事業の実施内容  | 提案理由   | 都道府県名 | 提案主体名   | プロジェクトの名称                             | 提案概要   |
|------------|--------------|-------------------------------|--|---|--|-------|---|---------------------------------------|--|
| 1304       | 13042010     | 八戸市民エネルギー会社によるマイクログリッド事業化促進計画 | <p>当地域では、青森県による「環境・エネルギー産業創造特区計画」、NEDO技術開発機構の「新エネルギー等地域集中実証研究」の受託を受けた八戸地域での実験開始、青森県と八戸市による「マイクログリッドによる地域再生計画」などを受けて、地域の産業界を中心に「八戸市民エネルギー会社(仮称)」実現の為に研究が行われている。</p> <p>「八戸市民エネルギー会社(仮称)」は、自然エネルギーを含んだ複合分散型エネルギーシステムの構築・運用と、これらをITで統合し、地域に対し、エネルギー、「安心・安全・快適・豊かな」生活環境、各種情報を提供する「地域サービス会社」である。</p> <p>この実現に向け、平成16年7月に、市民エネルギー会社の設立に向けた課題などを研究する「八戸市民エネルギー導入検討協議会」が発足。平成17年5月に、同協議会を発展的に解散し、「八戸市民エネルギー事業化協議会」を設立した。</p> <p>会員には、現在105の地元企業などやNPOが参画。国・県・市及び地元大学などが参画や顧問で加わっている。</p> <p>この協議会により、事業成立性及び各種の経済波及効果など検討し、市民に対する情報発信や合意形成を図りながら、議論を重ねている。</p> <p>今後、詳細な需給調査とこれに基づく事業化検討を行い、会社の設立を経て、設備導入を行い、運用する予定である。</p> <p>事業の中核となるエネルギー供給事業は、マイクログリッドを導入する予定である。</p> <p>しかしながら、このようなマイクログリッド事業化モデルによる電力供給事業は世界初の試みであり、実際の設備導入に当たっては、実証研究が必要であり、また、導入事例がないことなどから、詳細なシステム設計及び事業化検討が必要である。</p> <p>現在の補助メニューとしては「新エネルギー事業者支援対策事業」があるものの、事業化のための支援であり、マイクログリッド事業化促進のためには、マイクログリッドの特性を勘案すると、他のエネルギー関連経費の整理統合を行い実証研究から導入促進間で一貫した支援措置の創設が望ましく、地域の判断でできる細かいマイクログリッドの事業化を促進することが重要と考える。</p> | 八戸市民エネルギー事業化協議会を主体として平成18年度に各種調査設計をおこない、平成19年度を目途に(仮)八戸市民エネルギー会社を設立、設備の導入を開始、平成20年度～22年度の3カ年間の実証・運用を行う。本事業の終了後は八戸市民エネルギー会社は事業モデル実証試験の成果を活用し、その規模を独自の資本にて、拡大し本格的な事業を持続的に実施し、新エネルギー導入促進、新しいまちづくり、地域再生に本格的に取り組む。   | <p>マイクログリッドは、従来の系統電力に悪影響を与えずに新エネルギー機器等の導入を行うことができ、安定・安価な自家発電等の安定電源を核にコスト高の新エネルギーをレバレッジ効果にて平準化し、競争力を持つ電力単価にて需要家に提供することが可能なシステムであり、今後の新エネルギーの導入促進が飛躍的に期待されるシステムである。太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、廃棄物発電などを、地域の特性に合わせて組み合わせるによる自然エネルギーの導入利用を促進させ、化石燃料の輸入を抑制するエネルギーセキュリティに貢献できる。また既存系統電源との協調を図りつつ、地震等の災害時の復興に安定した電力の供給が期待でき、生命、財産、社会秩序の維持に寄与できる。</p> <p>このマイクログリッド事業化は地域の経済の再生、地域づくりは地域に根ざした民間により、その活性化と円滑な運営が好ましい形態であるが、民間による事業化は皆無であり、一方電力供給の公益性を考えるとその事業の確実な履行が求められる事業であるので、信頼有る事業の立ち上げを図るために事業化モデル実証試験は必須と考えられる。</p> <p>またマイクログリッドの特性として、導入費用が個々のエネルギー機器導入に比べて大きいこと、地域の実情に合わせた詳細な調査・設計が必要なが挙げられる。</p> <p>これを民間事業によって、自立的に運用していくためには、事業化事例と導入ガイドラインをまとめ、できるだけ事業リスクを払拭すること、マイクログリッドの特性である導入地域ごとの概念設計、事業化調査、詳細設計は必須であり、これらのプロセスを踏まえて事業化に移行することとなる。よって、実証研究から導入促進まで一貫した支援措置を創設することにより、地域の判断でできる細かいマイクログリッドの事業化促進が図られるよう要望するものである。</p> <p>本計画による支援措置により、(仮)八戸市民エネルギーが自立的に運用できるマイクログリッドを実現できれば、全国に導入事例を示すことができ、これに伴う新エネルギー導入促進に効果があるものとする。</p> | 青森県   | 八戸市民エネルギー事業化協議会   | 八戸市民エネルギー事業化促進計画                      | 青森県八戸市は環境エネルギー特区を活用したプロジェクトであるマイクログリッドシステムの実証試験の成果を反映するために、現在市民レベルで構成された「八戸市民エネルギー事業化協議会」を発展させ「八戸市民エネルギー会社」を設立し、企業等へのエネルギー供給を行うモデル事業を、本計画における支援措置提案の「大規模マイクログリッド・事業化モデル実証研究委託事業」の創設もしくは、資源エネルギー庁所管事業である、新エネルギー事業者支援対策事業(マイクログリッド活用型新エネルギービジネス支援)について、補助対象の変更により実施し、新エネルギー導入の促進、安全・安心・豊かなまちづくりおよび地域経済の再生を目的とした「八戸市民エネルギー会社」の早期実現を図る。                  |
| 1310       | 13102010     | 医科学トレーナー育成支援事業                | <p>介護保険法の改正に伴い、医師や看護師、保健師、理学・作業療法士、保健福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー、(管理)栄養士、運動指導者等を対象とし、医療分野から健康増進分野までの、幅広い知識と技術を研修カリキュラムに盛り込んだ養成講習会を開催する。なお、新予防給付や地域支援事業は、地域特性を重視しなければいけないことや、高齢者にとって地域コミュニティの整備は非常に重要な要素となることから、地域の活性化を支援、つまり地域の雇用の促進を図ることが、介護予防につながるもの、考えるからである。</p>   | <p>新予防給付および地域支援事業にかかるサービスを提供できる者に必要な能力を整理し、養成研修会を実施する。研修会の対象者には、医師や看護師、保健師、理学・作業療法士、保健福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー、(管理)栄養士、運動指導者等の候補が想定され、医療分野から健康増進分野までの、幅広い知識と技術を修得するとともに、行政の介護予防担当者と連携することで、地域の特性や人口構造に適した指導者の養成を目指すものである。</p>  | <p>新介護保険法の改正に伴う、新予防給付サービスや地域支援事業等、より対象者の健康度・介護度に適したきめ細かいサービスが求められる。そのためには、既存の介護従事者ならびに健康・運動指導者の方々に新たな研修機会を設けることで、質の高いサービス提供者による、統一したサービスの提供を推進することが必要である。</p>  | 東京都   | 特定非営利活動法人健康医科学トレーナーズ協会  | 医科学トレーナー育成支援事業                        | <p>介護保険法改正に伴い、対象者の要介護度により適したサービスが受けられるようになる。新予防給付や地域支援事業には、医療・介護・保健等の横断的なサービスや手法の提供が想定される。しかし現段階では、それらのサービスを提供できる者の位置づけが不明確であり、従事可能な人数も各地で確保できていないのが現状である。医療・介護福祉・健康増進の横断し役割の人材を養成することにより、元気な高齢者の増加と雇用の創出を図ります。</p>  |
| 1312       | 13122010     | 民間による地域特性、健康資源の有効活用における交付金の運用 | <p>生活習慣病の予防・改善や介護予防への取組みは、それぞれの制度により行なわれている。その基盤整備の促進を行うため、「地域介護・福祉空間整備等交付金」が民間(健康産業・NPO・福祉団体等)にも交付されるよう提案する。具体的には、平成18年4月から各市町村及び各都道府県に創設される「地域包括支援センター」(業務を委託)を拠点に生活習慣病及びその予備軍、並びに虚弱な高齢者を、健康づくりの場へ参加させるための「健康支援の拠り所(体制・システム)」の構築及びサービスの安定供給、人材確保・養成やITを利用した手段を講じ、地域の特性や健康資源を活用した地域支援事業、介護保険事業(新予防給付)の促進を図る。</p>  | <p>実施内容<br/>「健康支援マイレージシステム基盤整備構築」(元気力向上プログラム実施、元気の達人実施、地域の特性に応じた健康医科学環境の整備、ITによる健康検査システム・介護予防システム構築、介護支援個人情報保護法に準拠するセキュリティシステムの構築、人材の養成・確保) 添付資料参照</p> <p>効果<br/>地域の特性や資源の積極的な活用により、まちづくりへの貢献や健康への価値観の向上により経済効果が望める。 添付資料参照</p>   | <p>今迄の健康づくりの取り組みは、健康づくりをする価値観(生涯の目的や健康への投資効果が出せない、適確な健康支援が受けられる抱包的な体制やシステムが存在しない)、「動機づけ」から「行動変容」を促し、効果的に継続させていく「体系化されたプログラム」がない。地域特性や健康資源が活かされていない。等があげられ、その仕組みや体制を早期に構築し、今後、増えるであろう生活習慣病及び介護認定者の軽減に資するため。</p>   | 東京都   | レッツスポーツ株式会社、株式会社テクノカルサプライ、日本電気株式会社、NPO法人 元気力向上委員会、NPO法人 健康医科学トレーナーズ協会 | 地域再生「健康支援型コンソーシアム事業」                  | <p>当プロジェクトは、各自治体の介護予防や健康増進等の事業における、地域の特性や健康資源を活用した、安全かつ効果的に取り組める「総合かつ継続的な健康づくり活動」を支援する事を目的とし提案する。具体的には、医療・学術研究・健康指導の各領域が有機的に連携することによる、EBHCに裏付けられた「健康投資評価」に基づく、体系化された「介護予防プログラム」「健康づくりプログラム(医科学プログラム)」やレベルの高い健康づくり指導者(医科学トレーナー)の育成を含め、規格化されたサービスコンテンツ事業を展開致します。また、「健康投資データ・バンク」の構築によって、生涯を通じた個人の健康情報や医科学データの一元管理を図り、継続的で個別性の高い健康づくり事業をサポートするものです。</p> |
| 1312       | 13122020     | 公共施設の有効活用における交付金の運用           | <p>地方自治法の一分改正により、公の施設の管理・運営を、地方公共団体から指定を受けた民間企業や団体が受託できる制度「指定管理者制度」が新たに導入され民間の参画がし易くなったが、運営に関する企画や集客のためのサービス内容等に魅力が乏しく(スポーツ、各種教室等に留まっている)運営はままならないのが現実です。その解決策として、指定管理者制度に移行する可能性がある公共の施設について、社会体育施設の有効利用(転用等)の観点から、民間と管理運営団体により、「地域介護・福祉空間整備等交付金」を受け、地域包括支援センターとしての機能の一部をないつつ、介護予防や生活習慣病予防・改善、スポーツ等の拠点とし、地域通貨の導入も合わせ地域再生支援のための方策として提案する。</p>  | <p>実施内容<br/>地域公共の体育館や健康増進施設等を拠点に生活習慣病の予防・改善に健康日本21にそくした運動や健康啓蒙の場として、介護保険においては、予防重視型システムの転換される事から地域支援事業「介護予防サービス」・新予防給付(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等)の場として、運営する。<br/>地域の特性や資源の積極的な活用により、健康への価値観の向上により経済効果が望める。</p> <p>効果<br/>地域の特性や資源の積極的な活用により、まちづくりへの貢献や健康への価値観の向上を高めることにより経済効果が望める。</p> | <p>これまでの公共体育館や健康増進施設では、健康づくりを主眼とした取り組み(スポーツ・運動=健康教室等)をしてきたが、それぞれが同様な事業をしていて、住民にとってはどの事業主体の事業に参加するか、どの施設に行けば良いのが選択に迷うのが現状です。(管轄する部署の連携がないことも起因する)そのため、縦割り行政を是正、地域再生に資する民間活動への支援の重点化の観点から、健康増進・介護予防・スポーツ・運動等に関する事業の一本化を図り、一の場所を総合的な拠点として、民間による運営により事業の実施が必要と考えるため。</p>   | 東京都   | レッツスポーツ株式会社、株式会社テクノカルサプライ、日本電気株式会社、NPO法人 元気力向上委員会、NPO法人 健康医科学トレーナーズ協会 | 地域再生「健康支援型コンソーシアム事業」                  | <p>当プロジェクトは、各自治体の介護予防や健康増進等の事業における、地域の特性や健康資源を活用した、安全かつ効果的に取り組める「総合かつ継続的な健康づくり活動」を支援する事を目的とし提案する。具体的には、医療・学術研究・健康指導の各領域が有機的に連携することによる、EBHCに裏付けられた「健康投資評価」に基づく、体系化された「介護予防プログラム」「健康づくりプログラム(医科学プログラム)」やレベルの高い健康づくり指導者(医科学トレーナー)の育成を含め、規格化されたサービスコンテンツ事業を展開致します。また、「健康投資データ・バンク」の構築によって、生涯を通じた個人の健康情報や医科学データの一元管理を図り、継続的で個別性の高い健康づくり事業をサポートするものです。</p> |
| 1313       | 13132010     | IT活用型介護予防サービス支援システム事業         | <p>介護予防への取組みは、それぞれの市区町村により行なわれている。その促進を行うため、「IT活用型介護予防サービス支援システム事業」により企業・NPO等より、平成18年から各市町村及び各都道府県に創設される「地域包括支援センター」における介護予防サービス業務の管理運営業務を委託し、高齢者が健康づくりの場へ参加させるための体制・システムの構築やITを利用した手段を講じ、地域の特性や健康資源を活用した地域支援事業、介護保険事業(新予防給付)の促進を図る。</p>   | <p>1.体系化された介護予防サービス支援システムの構築。<br/>2.健康情報や介護予防利用履歴等の一元管理。<br/>3.健康教育及び啓蒙の為に教室(健康駅前留学「元気の達人」)の開催<br/>4.健康支援マイレージポイント数に応じた健康報酬の提供。<br/>5.身体調整プログラム及び元気力向上プログラムの提供。<br/>6.介護予防サービスに従事する専門指導員(医科学トレーナー)の養成育成。<br/>別紙参照</p>   | <p>介護保険の改正により、平成18年度から予防重視型システムへの転換と変わり、「介護予防サービス事業」が新たに付加されることになります。その為、各市町村では、基盤整備やサービス提供体制及び質の確保・向上、人材の養成・育成等への対応において混乱する状況が想定され、今回の提案におけるシステム・体制が必要不可欠と考えるため。</p>  | 東京都   | 日本電気株式会社、レッツスポーツ株式会社、株式会社テクノカルサプライ、NPO法人 元気力向上委員会、NPO法人 健康医科学トレーナーズ協会 | 地域の「元気力向上計画」(「IT活用型介護予防サービス支援システム事業」) | <p>平成18年度から施行される「介護予防サービス事業」に備え、各市町村は予防重視型への急激な転換を迫られている。そこで、地域包括支援センターにおいて、高度な技術とノウハウを有する企業やNPO等が「IT活用型介護予防サービスシステム事業」を共同で管理運営し、対象者の健康情報の一元管理、並びに「体系化された介護予防サービス(サービス提供からフォローアップまで)」を提供することで、介護予防マネジメントの効率化・適確かつ円滑な介護予防サービス提供、サービスの質の確保・向上、介護給付の適性化を図り、医療費及び介護保険負担の軽減を促進し、元気な高齢者に至る地域の活性化に寄与する。</p>   |

| プロジェクト管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名)         | 支援措置に係る提案事項の内容  | 具体的事業の実施内容   | 提案理由  | 都道府県名 | 提案主体名   | プロジェクトの名称        | 提案概要   |
|------------|--------------|--------------------------|---|--|---|-------|---|------------------|--|
| 1317       | 13172010     | 地域連携事業(複数地域の同時採択制度)の導入   | 地域活性化のソフト事業の展開にあたり、複数の地域が連携して、同様の事業を効率よく円滑に展開できるように、各種支援事業を複数地域で同時採択する制度を提案。  | ・地域間交流と地域の拠点づくり事業:地域交流事業(各地の特産品販売、地域紹介、各種講座等の開催、ツアー企画等、他の地域に訪問しての活動)と、地域の拠点づくり事業(環境リサイクル、防災、安否確認ネットワーク、地域ガイド、地域活動支援、生涯学習支援、シニアボランティア等、各地域(地元)での活動)を各種の取り組みのノウハウを共有して複数の地域で展開、マネジメントとコーディネートを行う。<br>・「震災疎開パッケージ」(資料添付)推進事業:震災対策を切り口にした地域間交流・地域産業活性化事業を推進。 | 地域活性化のソフト事業は、地域ごとに個別の事業として行われているものが多く、国や地方公共団体の支援も、地域ごとに実施されている。モデル地域で効果のあった事業を、各地に紹介し、同様の事業が全国的に展開されるケースが多いが、実際には、各地に事業展開にあたっての具体的なノウハウの蓄積はなく、同様の展開ができずに苦労するケースが多い。様々な問題が有機的に結んでいる街づくりの観点からは、同一地域で多様な事業の展開が期待されているが、人的・資金的な問題から新たな事業には取り組みにくい状況がある。<br>また、地方都市、過疎地域での産業の活性化には、都市部へのアプローチが不可欠であるが、地域交流のアプローチには、受け入れ側の体制が大きく影響し、各種交流事業等が一過性の事業で終わってしまう場合も少なくない。連携地域の温度差の是正、各地の重点的な取り組み分野を関連付けて展開するなどのマネジメントが求められている。<br>そこで、既に実施している地域の実務的なノウハウとマンパワーを共有する「地域連携事業」を提案する。複数の地域が連携して、同様の事業を展開することで、マネジメントの負担が大きく軽減され、地域に必要な新規事業をスムーズに導入されることが期待できるだけでなく、人と人とのつながりによるソーシャルキャピタルの活用によって、様々な事業が、多方面に展開することが期待できる。 | 東京都   | 早稲田商店会、早稲田いのちのまちづくり実行委員会                                  | 地域間交流と地域の拠点づくり事業 | 全国各地で行われている多様な地域再生事業は、それぞれ、個別に実施されているが、各地で同様の事業を展開するには、実務的なノウハウを共有し、連携していくことで、より効率がよく、高い効果が期待できる。全国の複数の地域が連携して行う「地域間交流と地域の拠点づくり事業」を提案。<br>都市部がマネジメントし、受け皿を拡充することによって、より多くの地域の活性化・連携が可能になるが、各地域の地域性、重点分野の違いによる温度差があることが予想され、社会的に求められる様々な分野の事業を着実に推進するために、地域連携事業の支援措置として、既存の各種支援事業を、複数地域で同時採択して実施できる制度の導入が求められる。 |
| 5102       | 5102A001     | 公共施設の有効活用における民間による交付金の運用 | 公共施設の運営については、地方自治法の一分改正により、公の施設の管理・運営を、地方公共団体から指定を受けた民間企業や団体が受託できる制度「指定管理者制度」が新たに導入され民間の参入がし易くなったが、実際の運営は、規制的であり、企画や集客のためのサービス内容等に魅力が乏しく運営はままならないのが現状です。(利用料の収入での運営、スポーツ、運動=各種教室等に留まっている)そこで、指定管理者としてではなく、地域の体育館や健康増進施設等において、民間が「地域介護・福祉空間整備等交付金」(現行は、自治体への交付)を受けられることができ、地域包括支援センターとしての役割の一部をにないつつ、介護予防や生活習慣病予防・改善、スポーツ等の拠点としての役割が果たせるよう交付金の規制改革を要望する。 | 地域公共の体育館や健康増進施設等を拠点に生活習慣病の予防・改善は、健康日本21にそくした運動や健康啓蒙の場として、介護保険においては、予防重視型システムに転換される事から地域支援事業(介護予防サービス)・新予防給付(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等)の場として運営する。  | これまでの公共体育館や健康増進施設では、健康づくりを主眼とした取り組み(スポーツ・運動=健康教室等)をしてきたが、それぞれが同じような事業をしていて、住民にとってはどの事業主体の事業に参加するか、どの施設に行けば良いのか選択に迷うのが現状です。(管轄する部署の連携がないことも起因する)そのため、縦割り行政を是正、地域再生に資する民間活動への支援の重点化の観点から、健康増進・介護予防・スポーツ・運動等に関する事業の一本化を図り、一の場所を総合的な拠点にとして、民間による運営により事業の実施が必要と考えるため。  | 東京都   | レッツスポーツ株式会社、株式会社テクニカルサブライ、NPO元氣力向上委員会、NPO健康医科学トレーナーズ協会、個人 | なし               |  |

制度の所  
管官庁  
関連省庁

国土交通  
省

経済産業  
省

経済産業  
省

総務省

文部科学  
省

厚生労働  
省

制度の所  
管官庁  
関連省庁

経済産業  
省

農林水産  
省

厚生労働  
省

厚生労働  
省

厚生労働  
省  
外務省

外務省

制度の所  
管官庁  
関連官庁

国土交通  
省

総務省

国土交通  
省  
内閣府

内閣府  
国土交通  
省

経済産業  
省  
国土交通  
省  
総務省  
農林水産  
省  
厚生労働  
省  
文部科学  
省

制度の所  
管官庁  
関連官庁

総務省  
環境省

総務省  
経済産業  
省

農林水産  
省

総務省

内閣府  
国土交通  
省

国土交通  
省

制度の所  
管官庁  
関連官庁

国土交通  
省

内閣府  
農林水産  
省  
国土交通  
省  
環境省

厚生労働  
省  
国土交通  
省  
経済産業  
省  
農林水産  
省

総務省

経済産業  
省  
国土交通  
省  
文部科学  
省

経済産業  
省  
国土交通  
省  
文部科学  
省  
環境省

内閣府  
国土交通  
省  
農林水産  
省

制度の所  
管官庁  
関連官庁

環境省  
国土交通  
省  
農林水産  
省

文部科学  
省  
国土交通  
省

内閣府  
農林水産  
省  
国土交通  
省  
環境省

内閣府  
農林水産  
省  
国土交通  
省  
環境省

内閣府  
農林水産  
省  
国土交通  
省

国土交通  
省  
農林水産  
省  
内閣府

農林水産  
省

制度の所  
管官庁  
関連官庁

総務省  
農林水産  
省

国土交通  
省

厚生労働  
省  
経済産業  
省

農林水産  
省

農林水産  
省

制度の所  
管官庁  
関連官庁

農林水産  
省

農林水産  
省

環境省  
農林水産  
省

国土交通  
省

経済産業  
省  
国土交通  
省  
総務省  
厚生労働  
省  
文部科学  
省  
経済産業  
省

制度の所  
管官庁  
関連省庁

経済産業  
省

厚生労働  
省

厚生労働  
省

厚生労働  
省

厚生労働  
省

制度の所  
管官庁  
関連官庁

経済産業  
省  
国土交通  
省  
総務省  
農林水産  
省  
文部科学  
省  
厚生労働  
省  
内閣府

厚生労働  
省